

6.2 社会的状況等

6.2.1 人口及び産業

(1) 人口

仙台市全体、仙台市宮城野区、多賀城市及び利府町の令和元年12月末日現在の人口・世帯数及び人口密度は、表6.2-1に示すとおりである。

仙台市全体の人口は1,064,060人、世帯数は517,251世帯、人口密度は1,353人/km²、仙台市宮城野区の人口は190,215人、世帯数は94,264世帯、人口密度は3,269人/km²、多賀城市の人口は62,416人、世帯数は27,219世帯、人口密度は3,170人/km²、利府町の人口は36,090人、世帯数は13,451世帯、人口密度は804人/km²となっている。

仙台市全体、仙台市宮城野区、多賀城市及び利府町の人口及び世帯数の推移は、表6.2-2に示すとおりである。仙台市全体及び仙台市宮城野区の人口及び世帯数は、概ね増加傾向である。多賀城市及び利府町の人口はほぼ横ばいであり、世帯数は増加傾向である。なお、世帯あたりの人員は全ての地区で減少傾向となっている。

仙台市全体、仙台市宮城野区、多賀城市及び利府町の人口動態の推移は、表6.2-3に示すとおりである。

令和元年の自然動態は、仙台市全体で1,270人、仙台市宮城野区で161人増加、多賀城市で30人、利府町で47人の減少であった。また、社会動態は、仙台市全体で2,745人増加、仙台市宮城野区で25人、多賀城市で39人、利府町で31人の減少であった。

表 6.2-1 人口・世帯数及び人口密度

市区町	面積 (km ²)	人口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
		総数	男	女		
仙台市	786.30	1,064,060	515,236	548,824	517,251	1,353
宮城野区	58.19	190,215	93,103	97,112	94,264	3,269
多賀城市	19.69	62,416	31,146	31,270	27,219	3,170
利府町	44.89	36,090	17,785	18,305	13,451	804

：令和元年12月末日現在

出典：「住民基本台帳人口及び世帯数(月報)」(宮城県) <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/juki-tsuki.html>

表 6.2-2 人口・世帯数の推移

市区町	年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯あたり人員 (人/世帯)
仙台市	平成 25 年	1,049,578	484,364	2.17
	平成 26 年	1,053,509	490,085	2.15
	平成 27 年	1,056,503	495,783	2.13
	平成 28 年	1,058,517	500,534	2.11
	平成 29 年	1,060,545	505,653	2.10
	平成 30 年	1,062,585	510,960	2.08
	令和元年	1,064,060	517,251	2.06
宮城野区	平成 25 年	187,306	87,547	2.14
	平成 26 年	188,194	88,749	2.12
	平成 27 年	188,770	89,916	2.10
	平成 28 年	189,543	90,986	2.08
	平成 29 年	189,777	92,006	2.06
	平成 30 年	190,079	93,046	2.04
	令和元年	190,215	94,264	2.02
多賀城市	平成 25 年	62,203	25,103	2.48
	平成 26 年	62,437	25,522	2.45
	平成 27 年	62,413	25,842	2.42
	平成 28 年	62,508	26,372	2.37
	平成 29 年	62,474	26,614	2.35
	平成 30 年	62,485	26,921	2.32
	令和元年	62,416	27,219	2.29
利府町	平成 25 年	36,029	12,390	2.91
	平成 26 年	36,357	12,709	2.86
	平成 27 年	36,393	12,932	2.81
	平成 28 年	36,287	13,032	2.78
	平成 29 年	36,250	13,191	2.75
	平成 30 年	36,168	13,284	2.72
	令和元年	36,090	13,451	2.68

1：各年 12 月末日現在。

2：世帯あたりの人員は人口÷世帯数の人数である。

出典：「宮城県の住民基本台帳年報」（宮城県）<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/juuki-nenpou.html>

表 6.2-3 人口動態の推移

市区町	年次	自然動態			社会動態			人口増減 (A+B)
		出生	死亡	増減 (A)	転入	転出	増減 (B)	
仙台市	平成 25 年	9,741	8,114	1,627	70,567	65,302	5,265	6,892
	平成 26 年	9,306	8,244	1,062	69,874	67,005	2,869	3,931
	平成 27 年	9,247	8,550	697	72,235	69,938	2,297	2,994
	平成 28 年	9,012	8,628	384	68,858	67,228	1,630	2,014
	平成 29 年	8,729	8,825	-96	69,356	67,232	2,124	2,028
	平成 30 年	8,495	9,001	-506	68,815	66,269	2546	2,040
	令和元年	7,861	9,131	1,270	68,533	65,788	2,745	1,475
宮城野区	平成 25 年	2,215	1,318	897	13,761	13,338	423	1,320
	平成 26 年	1,999	1,354	645	13,794	13,551	243	888
	平成 27 年	2,009	1,461	548	14,590	14,562	28	576
	平成 28 年	1,972	1,502	470	14,311	14,008	303	773
	平成 29 年	1,909	1,501	408	13,955	14,129	-174	234
	平成 30 年	1,843	1,510	333	13,813	13,844	-31	302
	令和元年	1,684	1,523	161	13,766	13,791	-25	136
多賀城市	平成 25 年	610	454	156	4,257	4,152	105	261
	平成 26 年	588	501	87	4,296	4,149	147	234
	平成 27 年	617	513	104	4,044	4,172	-128	-24
	平成 28 年	594	533	61	4,245	4,211	34	95
	平成 29 年	536	544	-8	4,107	4,133	-26	-34
	平成 30 年	597	556	41	4,161	4,191	-30	11
	令和元年	514	544	-30	4,053	4,092	-39	-69
利府町	平成 25 年	287	237	50	1,738	1,487	251	301
	平成 26 年	297	225	72	1,705	1,449	256	328
	平成 27 年	288	251	37	1,580	1,581	-1	36
	平成 28 年	292	258	34	1,364	1,504	-140	-106
	平成 29 年	294	233	61	1,429	1,527	-98	-37
	平成 30 年	279	270	9	1,506	1,597	-91	-82
	令和元年	254	301	-47	1,483	1,514	-31	-78

：各年 12 月末日現在。

出典：「宮城県の住民基本台帳年報」（宮城県）<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/juuki-nenpou.html>

(2) 産業

仙台市、多賀城市及び利府町の産業別就業者数及び産業分類構成比は、表 6.2-4～表 6.2-6に示すとおりである。

仙台市の平成 27 年における全就業者数は 479,339 人であり、第一次産業が 3,717 人（0.8%）、第二次産業が 77,038 人（16.5%）、第三次産業が 386,007 人（82.7%）、分類不能の産業が 12,577 人（2.7%）となっている。就業者数が最も多い産業は「卸売業、小売業」の 94,156 人（20.2%）であった。平成 22 年から平成 27 年にかけての構成比の変化は、第一次産業が 0.1%の減少、第二次産業が 1.4%の増加、第三次産業が 1.3%の減少であった。

多賀城市の平成 27 年における全就業者数は 29,462 人であり、第一次産業が 328 人（1.2%）、第二次産業が 6,039 人（21.3%）、第三次産業が 22,044 人（77.6%）、分類不能の産業が 1,051 人（3.7%）となっている。就業者数が最も多い産業は「卸売業、小売業」の 5,147 人（18.1%）であった。平成 22 年から平成 27 年にかけての構成比の変化は、第一次産業が 0.1%の増加、第二次産業が 0.1%の増加、第三次産業が 0.1%の減少であった。

利府町の平成 27 年における全就業者数は 17,643 人であり、第一次産業が 336 人（1.9%）、第二次産業が 4,030 人（23.1%）、第三次産業が 13,056 人（74.9%）、分類不能の産業が 221 人（1.3%）となっている。就業者数が最も多い産業は「卸売業、小売業」の 3,282 人（18.8%）であった。平成 22 年から平成 27 年にかけての構成比の変化は、第一次産業が 0.2%の減少、第二次産業が 1.2%の増加、第三次産業が 1.1%の減少であった。

表 6.2-4 仙台市の産業分類別就業者数

産業分類（大分類）	年次	平成 22 年		平成 27 年	
		就業者数 （人）	構成比 （%）	就業者数 （人）	構成比 （%）
第一次産業	農業、林業	3,946	0.9	3,633	0.8
	漁業	59	0.0	84	0.0
	小計	4,005	0.9	3,717	0.8
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	61	0.0	67	0.0
	建設業	37,336	8.4	44,748	9.6
	製造業	29,765	6.7	32,223	6.9
	小計	67,162	15.1	77,038	16.5
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3,967	0.9	4,481	1.0
	情報通信業	16,695	3.8	17,762	3.8
	運輸業、郵便業	26,850	6.0	26,926	5.8
	卸売業、小売業	97,709	22.0	94,156	20.2
	金融業、保険業	14,705	3.3	14,619	3.1
	不動産業、物品賃貸業	12,562	2.8	15,279	3.3
	学術研究、専門・技術サービス業	18,408	4.1	19,950	4.3
	宿泊業、飲食サービス業	32,172	7.2	31,015	6.6
	生活関連サービス業、娯楽業	17,473	3.9	17,216	3.7
	教育、学習支援業	28,914	6.5	29,961	6.4
	医療、福祉	49,176	11.1	57,503	12.3
	複合サービス事業	1,939	0.4	3,123	0.7
	サービス業（他に分類されないもの）	34,555	7.8	34,403	7.4
	公務（他に分類されるものを除く）	17,816	4.0	19,613	4.2
小計	372,941	84.0	386,007	82.7	
	分類不能の産業	15,372	3.5	12,577	2.7
総数		459,480		479,339	
総数から「分類不能の産業」を除いた数		444,108	100.0	466,762	100.0

：総数から「分類不能の産業」を除いた数（第一次産業、第二次産業、第三次産業の就業者数の合計）を分母として算出。

出典：統計で見る日本 e-Stat「平成 22 年、平成 27 年国勢調査 都道府県・市区町村別統計表（一覧表）」（総務省統計局）

<https://www.e-stat.go.jp/>

表 6.2-5 多賀城市の産業分類別就業者数

産業分類（大分類）		平成 22 年		平成 27 年	
		就業者数 （人）	構成比 （%）	就業者数 （人）	構成比 （%）
第一次産業	農業、林業	303	1.1	304	1.1
	漁業	23	0.1	24	0.1
	小計	326	1.1	328	1.2
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	10	0.0
	建設業	2,656	9.3	3,158	11.1
	製造業	3,371	11.8	2,871	10.1
	小計	6,028	21.2	6,039	21.3
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	270	0.9	263	0.9
	情報通信業	483	1.7	508	1.8
	運輸業、郵便業	2,714	9.5	2,653	9.3
	卸売業、小売業	5,504	19.3	5,147	18.1
	金融業、保険業	571	2.0	569	2.0
	不動産業、物品賃貸業	498	1.8	658	2.3
	学術研究、専門・技術サービス業	834	2.9	866	3.0
	宿泊業、飲食サービス業	1,607	5.6	1,585	5.6
	生活関連サービス業、娯楽業	1,030	3.6	1,007	3.5
	教育、学習支援業	1,160	4.1	1,133	4.0
	医療、福祉	2,543	8.9	2,874	10.1
	複合サービス事業	155	0.5	185	0.7
	サービス業（他に分類されないもの）	2,053	7.2	2,099	7.4
	公務（他に分類されるものを除く）	2,677	9.4	2,497	8.8
	小計	22,099	77.7	22,044	77.6
	分類不能の産業	1,477	5.2	1,051	3.7
総数		29,930		29,462	
総数から「分類不能の産業」を除いた数		28,453	100.0	28,411	100.0

：総数から「分類不能の産業」を除いた数（第一次産業、第二次産業、第三次産業の就業者数の合計）を分母として算出。
 出典：統計で見る日本 e-Stat「平成 22 年、平成 27 年国勢調査 都道府県・市区町村別統計表（一覧表）」（総務省統計局）
<https://www.e-stat.go.jp/>

表 6.2-6 利府町の産業分類別就業者数

産業分類（大分類）		平成 22 年		平成 27 年	
		就業者数 （人）	構成比 （%）	就業者数 （人）	構成比 （%）
第一次産業	農業、林業	306	1.9	312	1.8
	漁業	29	0.2	24	0.1
	小計	335	2.1	336	1.9
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0	3	0.0
	建設業	1,537	9.7	1,950	11.2
	製造業	1,929	12.2	2,077	11.9
	小計	3,468	21.9	4,030	23.1
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	140	0.9	139	0.8
	情報通信業	271	1.7	332	1.9
	運輸業、郵便業	1,362	8.6	1,463	8.4
	卸売業、小売業	3,354	21.2	3,282	18.8
	金融業、保険業	328	2.1	327	1.9
	不動産業、物品賃貸業	226	1.4	298	1.7
	学術研究、専門・技術サービス業	499	3.1	499	2.9
	宿泊業、飲食サービス業	869	5.5	892	5.1
	生活関連サービス業、娯楽業	621	3.9	669	3.8
	教育、学習支援業	863	5.4	1,002	5.8
	医療、福祉	1,538	9.7	1,958	11.2
	複合サービス事業	55	0.3	118	0.7
	サービス業（他に分類されないもの）	1,166	7.4	1,223	7.0
	公務（他に分類されるものを除く）	749	4.7	854	4.9
	小計	12,041	76.0	13,056	74.9
	分類不能の産業	119	0.8	221	1.3
総数		15,963		17,643	
総数から「分類不能の産業」を除いた数		15,844	100.0	17,422	100.0

：総数から「分類不能の産業」を除いた数（第一次産業、第二次産業、第三次産業の就業者数の合計）を分母として算出。
 出典：統計で見る日本 e-Stat「平成 22 年、平成 27 年国勢調査 都道府県・市区町村別統計表（一覧表）」（総務省統計局）
<https://www.e-stat.go.jp/>

6.2.2 土地利用

(1) 土地利用状況

仙台市、多賀城市及び利府町の地目別面積の推移は表 6.2-7、調査範囲の土地利用図は図 6.2-1 に示すとおりである。

仙台市の令和元年の総面積は 78,630ha であり、地目別面積は森林が 45,049ha と最も多く、次いで宅地が 12,968ha、その他が 6,1518ha と農地が 5,920ha となっている。平成 25 年からの推移をみると、宅地と道路は増加傾向、その他が減少傾向にあり、農地は平成 27 年度まで増加していたが、平成 28 年度以降減少傾向にある。

多賀城市の令和元年の総面積は 1,969ha であり、地目別面積は宅地が 867ha と最も多く、次いでその他が 374ha、農地が 330ha となっている。平成 25 年からの推移をみると、平成 25 年から平成 26 年にかけて宅地が大幅に増加、その他が大幅に減少しており、平成 26 年以降の地目別面積は概ね横ばいの傾向にある。

利府町の令和元年の総面積は 4,489ha であり、地目別面積は森林が 2,168ha と最も多く、次いでその他が 976ha、宅地が 517ha となっている。平成 25 年からの推移をみると、宅地と道路が増加傾向にあり、農地が減少傾向にある。

計画地の土地利用はほぼ中高層住宅地区である。周辺には概ね住宅地区が広がっており、隣接した西側には文教地区や野草地、広葉樹林がある。

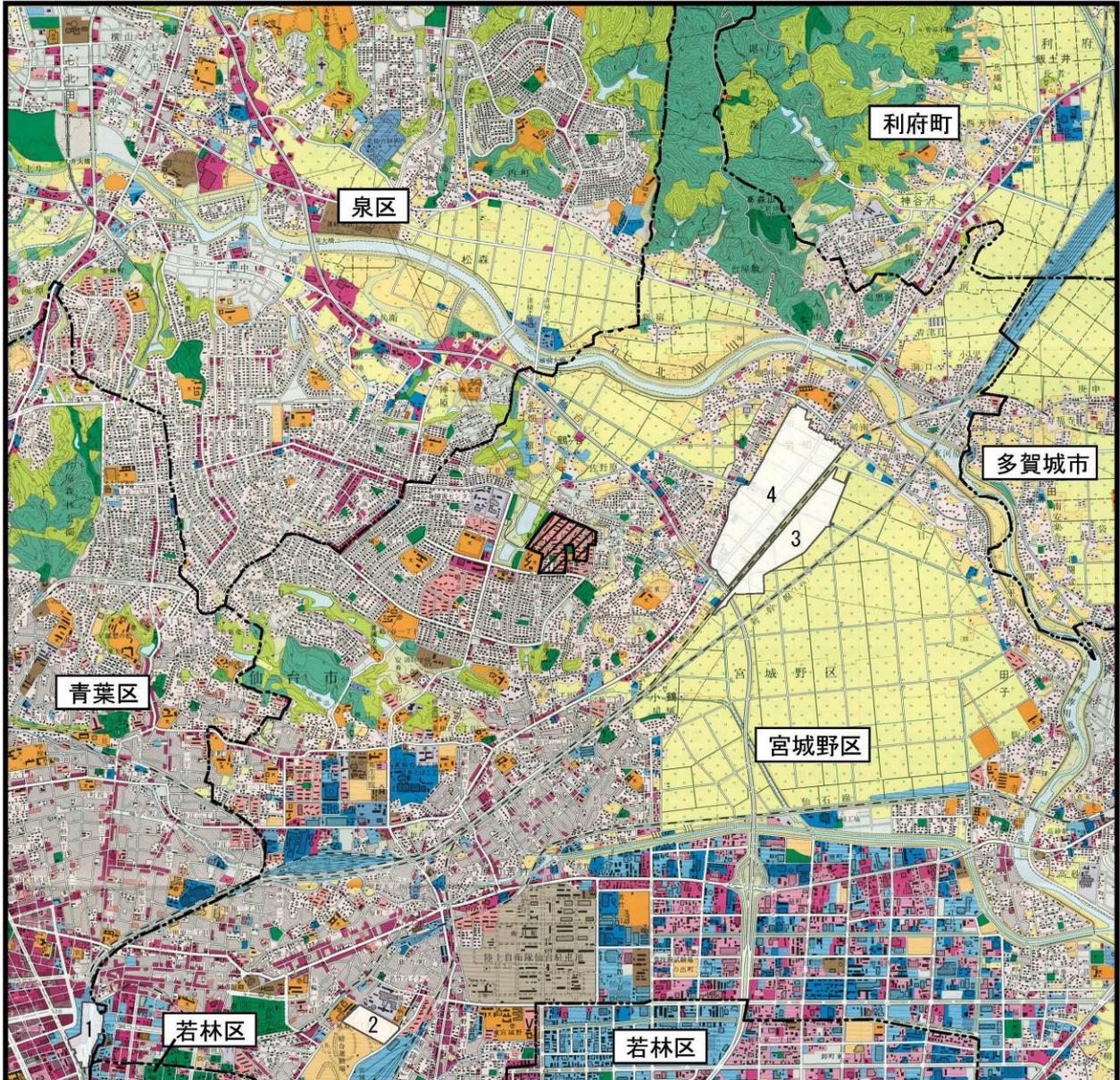
表 6.2-7 地目別面積の推移

単位：ha

市区町	年次	計	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
仙台市	平成 25 年	78,585	4,810	45,387	3	2,497	4,963	12,724	8,201
	平成 26 年	78,585	5,830	45,367	3	2,590	4,998	12,846	6,951
	平成 27 年	78,630	6,230	45,347	3	2,608	5,098	12,909	6,435
	平成 28 年	78,630	6,060	45,333	3	2,602	5,077	12,959	6,596
	平成 29 年	78,630	6,050	45,325	1	2,606	5,524	12,994	6,130
	平成 30 年	78,630	6,000	45,263	1	2,606	5,559	12,965	6,236
	令和元年	78,630	5,920	45,049	1	2,606	5,568	12,968	6,518
多賀城市	平成 25 年	1,965	355	59	0	123	211	598	619
	平成 26 年	1,965	358	59	0	124	213	874	337
	平成 27 年	1,969	344	59	0	123	211	874	358
	平成 28 年	1,969	339	59	0	123	212	866	370
	平成 29 年	1,969	336	59	0	124	216	867	367
	平成 30 年	1,969	334	59	0	126	218	869	363
	令和元年	1,969	330	51	0	127	220	867	374
利府町	平成 25 年	4,475	467	2,246	8	66	335	495	858
	平成 26 年	4,475	461	2,239	8	90	335	502	840
	平成 27 年	4,489	455	2,239	8	90	337	510	850
	平成 28 年	4,489	447	2,239	8	90	337	511	857
	平成 29 年	4,489	440	2,239	8	90	338	513	861
	平成 30 年	4,489	426	2,232	8	90	338	514	881
	令和元年	4,489	393	2,168	8	89	338	517	976

：各年 4 月 1 日現在。

出典：「平成 25 年～令和元年版 宮城県統計年鑑」（宮城県）



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 周辺開発計画地
-  : 一般住宅地区
-  : 中高層住宅地区
-  : 商業地区
-  : 業務地区
-  : 工業地区
-  : 公共業務地区
-  : 文教地区
-  : 厚生地区
-  : 公園緑地
-  : 運動競技施設
-  : 運輸流通施設
-  : 供給処理施設
-  : 防衛施設
-  : 空地
-  : 変更工事中の区域

田		針葉樹林	人工林
普通畑		天然林	
果樹園		広葉樹林	
桑畑		混交樹林	
茶畑		竹林	
その他の樹木畑		やし科樹	
牧草地		はいまつ地	
野草地		しの地	
裸地			

図中の番号は表 6.2-7 に対応する。

出典：「2万5千分1土地利用図 仙台」（平成4年10月 国土地理院）

図 6.2-1 土地利用図



S=1:50,000

0 1250 2500m

(2) 用途地域

仙台市、多賀城市及び利府町における都市計画区域の面積は表 6.2-8、調査範囲の用途地域図は図 6.2-2に示すとおりである。

計画地は、第 1 種中高層住居専用地域である。

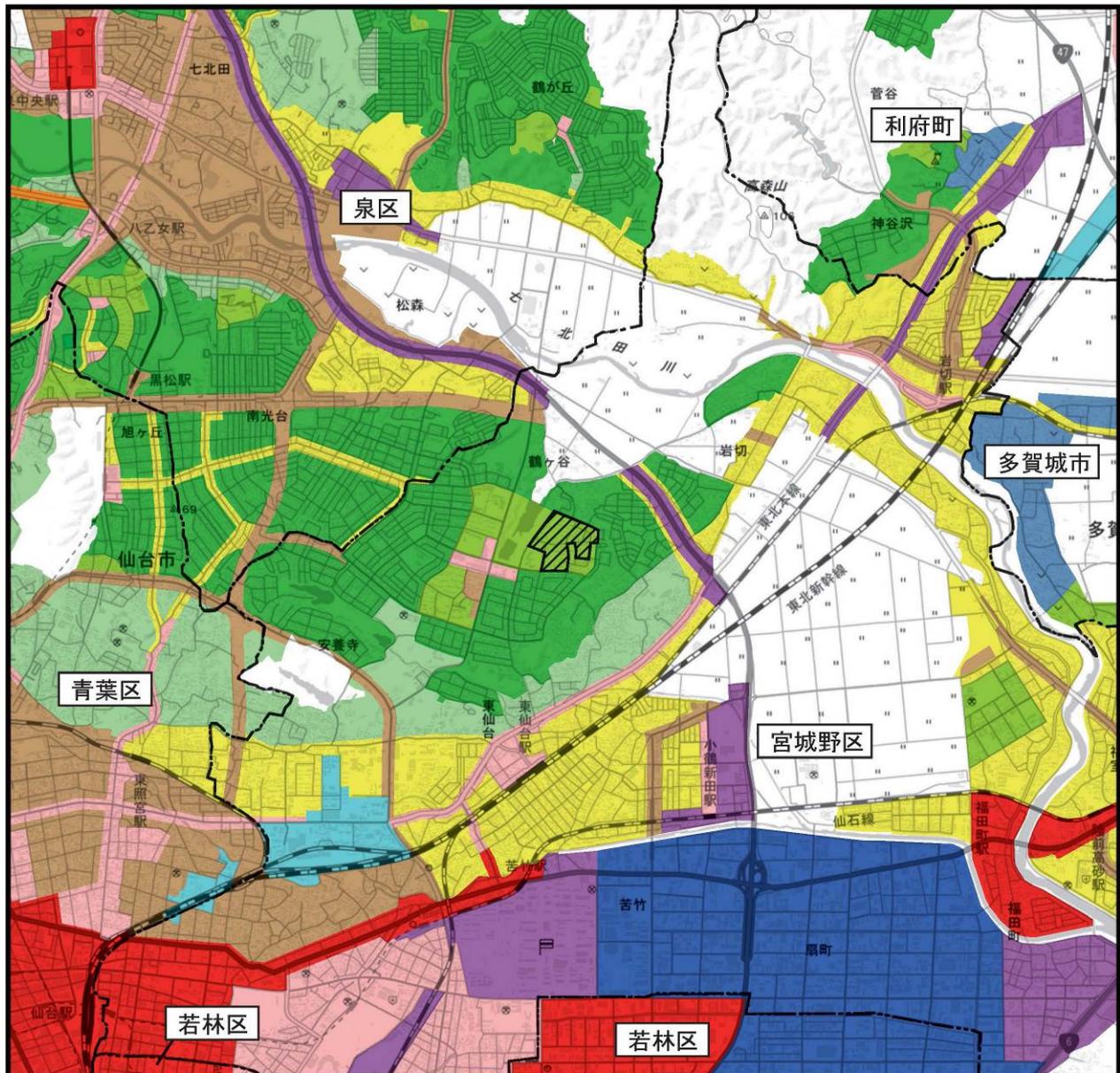
表 6.2-8 都市計画区域の面積

単位：ha

種別		仙台市	多賀城市	利府町
都市計画区域		44,296	1,969	4,489
市街化調整区域		26,290	619	3,521
市街化区域		18,006	1,350	968
用途地域	第一種低層住居専用地域	5,461.2	89.2	531.7
	第二種低層住居専用地域	5.9	95.8	4.2
	第一種中高層住居専用地域	733.9	393.3	84.7
	第二種中高層住居専用地域	1,569.0	22.3	24.4
	第一種住居地域	2,951.7	267.9	68.6
	第二種住居地域	2,509.0	29.7	83.4
	準住居地域	64.3	23.7	
	近隣商業地域	973.1	36.4	50.2
	商業地域	937.5	45.9	6.6
	準工業地域	1,098.1	40.8	29.2
	工業地域	458.8	141.5	49.3
	工業専用地域	1,243.1	163.4	56.3

：平成 31 年 3 月 31 日現在。

出典：「宮城の都市計画（資料編）都市計画決定状況等概要版」（平成 31 年 3 月 31 日現在 宮城県土木部都市計画課）



凡例

: 計画地

----- : 市区町界

: 第一種低層住居専用地域

: 第一種住居地域

: 商業地域

: 第二種低層住居専用地域

: 第二種住居地域

: 準工業地域

: 第一種中高層住居専用地域

: 準住居地域

: 工業地域

: 第二種中高層住居専用地域

: 近隣商業地域

: 工業専用地域

出典：「仙台市都市計画総括図」（平成30年3月 仙台市）
「仙塩広域都市計画総括図」（平成29年3月 宮城県）

図 6.2-2 用途地域図



S=1:50,000

0 1250 2500m

(3) 周辺開発計画

計画地周辺における計画または事業中の開発事業は、計画地東側の水田地帯において「仙台貨物ターミナル駅移転計画」及び「(仮称)仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業」等がある。それぞれの事業概要は表 6.2-9に示すとおりであり、位置は前掲図 6.2-1に示すとおりである。

表 6.2-9 計画地周辺の開発計画

No.	項目	内容		
1	事業名称	(仮称)仙台駅東口開発計画		
	種類	大規模建築物の建設の事業		
	位置	仙台市青葉区中央一丁目1番1号 他		
	主要用途	自由通路、商業施設、 鉄道施設、駐車場	宿泊施設	業務施設
	敷地面積	約 68,000m ²		
	工事予定期間	平成 24 年度 ~ 平成 27 年度	平成 26 年度 ~ 平成 29 年度	平成 28 年度 ~ 平成 30 年度
	供用開始予定	平成 27 年度 ~	平成 29 年度 ~	平成 30 年度 ~
2	事業名称	仙台医療センター建替等整備計画		
	種類	大規模建築物の建設の事業		
	位置	仙台市宮城野区宮城野 2 丁目 11 番 6 号		
	主要用途	病院		
	敷地面積	56,067m ²		
	工事予定期間	平成 27 年 ~ 平成 28 年内		
	供用開始予定	平成 29 年 ~		
3	事業名称	仙台貨物ターミナル駅移転計画		
	種類	鉄道の建設事業(貨物駅等の新設)		
	位置	仙台市宮城野区岩切及び燕沢地内		
	主要用途	貨物ターミナル駅		
	敷地面積	約 22.6 ha		
	工事予定期間	平成 29 年度 ~ 令和 2 年度		
	供用開始予定	令和 2 年度 ~		
4	事業名称	(仮称)仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業		
	種類	土地区画整理事業		
	位置	仙台市宮城野区岩切一丁目 外		
	主要用途	宅地(住宅地、物流用地)		
	敷地面積	約 48.6 ha		
	工事予定期間	令和 3 年 1 月 ~ 令和 6 年 6 月		
	保留地処分期間	令和 3 年 12 月 ~ 令和 6 年 9 月(処分後建築物の建設可能)		

: 表中の番号は前掲図 6.2-1に対応する。

出典: 「環境影響評価書 - (仮称)仙台駅東口開発計画-」(平成 25 年 2 月 東日本旅客鉄道株式会社)
「環境影響評価書 -仙台医療センター建替等整備計画-」(平成 27 年 1 月 独立行政法人国立病院機構仙台医療センター)
「環境影響評価書 -仙台貨物ターミナル駅移転計画-」(平成 29 年 10 月 日本貨物鉄道株式会社)
「環境影響評価書 (仮称)仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業」(令和 2 年 5 月 仙台市岩切山崎今市東土地区画整理組合設立準備委員会)

6.2.3 水利用

(1) 水利権の設定及び利水の状況

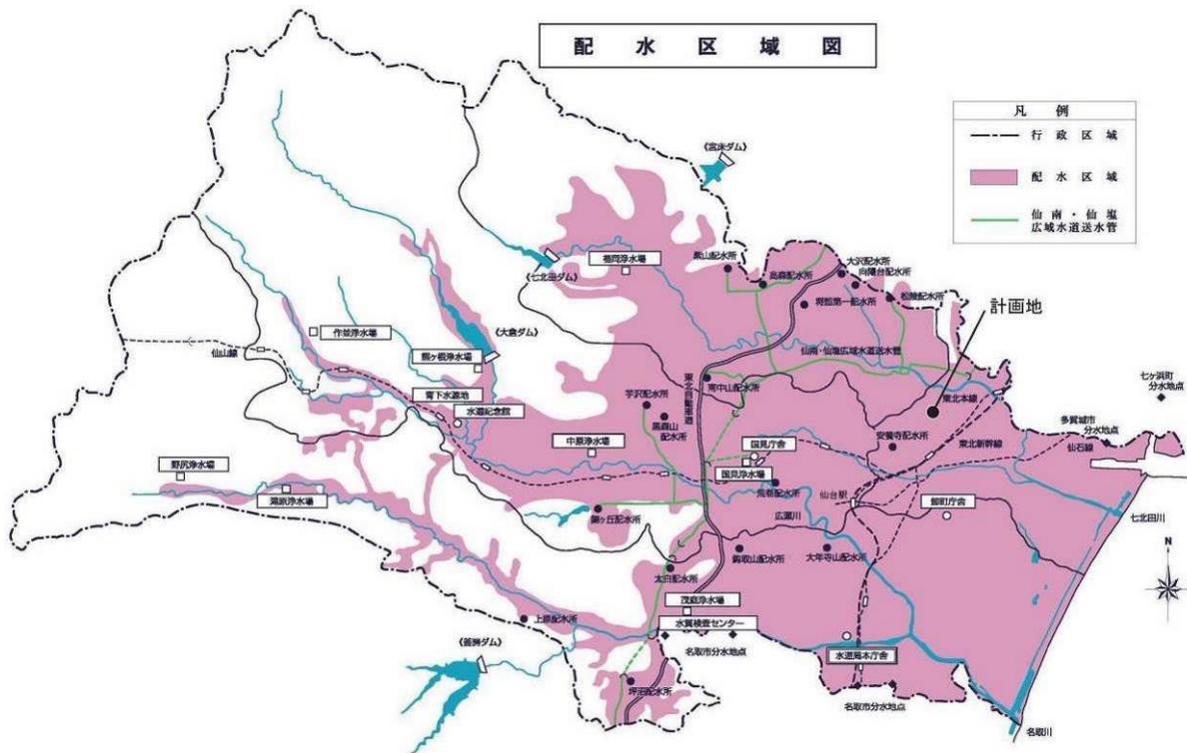
計画地周辺では、大倉ダムを水源としている国見浄水場から配水された水を主に利用している。国見浄水場は、水源とする大倉ダム以外に宮城県仙南・仙塩広域水道南部山浄水場（白石市）からの配水を受水している。また、計画地周辺では、将監配水幹線を通じて宮床ダム及び七北田ダムを水源とする福岡浄水場、中央配水幹線を通じて釜房ダムを水源とする茂庭浄水場から配水された水も利用している。各浄水場の諸元は表 6.2-10、仙台市配水区域図は図 6.2-3に示すとおりである。

表 6.2-10 浄水場の諸元

浄水場	国見浄水場	福岡浄水場		茂庭浄水場
河川名	大倉川	七北田川	宮床川	碓石川
水源	大倉ダム放流水	七北田ダム放流水	宮床ダム貯留水	釜房ダム貯留水
貯水施設	大倉ダム	七北田ダム	宮床ダム	釜房ダム
取水施設	取水門	取水堰	取水塔	取水塔
取水方法	自然流下	ポンプ揚水	ポンプ揚水	自然流下
導水施設	隧道 7,850m 導水管 口径 1,200mm 管路延長 4,213m	導水管 口径 800mm 管路延長 1,550m	調整池 1,000m ³ 導水管 口径 350 ~ 400mm 管路延長 7,780m	隧道 7,234m 導水管 口径 1,100 ~ 1,650mm 管路延長 3,101m
浄水施設	高速凝集沈殿池 4 池 急速ろ過池 12 池	横流式沈殿池 2 池 急速ろ過池 16 池		高速凝集沈殿池 6 池 急速ろ過池 20 池
配水能力	90,000m ³ /日	44,000m ³ /日		150,750m ³ /日

：管路延長については平成 29 年 3 月 31 日現在。

出典：「事業概要」（平成 30 年 4 月 仙台市水道局）



出典：「事業概要」（平成 30 年 4 月 仙台市水道局）

図 6.2-3 仙台市配水区域図

農業用水取水施設の概要は表 6.2-11、農業用水取水位置図は図 6.2-4に示すとおりである。
調査範囲では、砂押川水系の砂押川及び原谷地川、七北田川水系の七北田川及び梅田川に農業用の頭首工や取水口が設置されている。

「農業用水施設台帳（河川取水施設）改訂五版」（平成 20 年 3 月 宮城県）によると、調査範囲で最大の取水施設は七北田川の薄ヶ沢堰で、取水量は 2.0480m³/s とされている。

表 6.2-11 農業用水取水施設の概要

水系	河川名	河川区分	施設名	用排水区分	左右岸別	施設所在地	取水量 (最大 m ³ /s)			施設管理者
							代掻き期	普通期	非かんがい期	
砂押	砂押川	二級	八幡崎堰	用	両	利府町利府字松本地内	0.2400	0.2000	不明	利府町
	原谷地川	準用	赤坂堰	用	左	利府町菅谷	0.0300	0.0200	不明	利府町
			種拾川堰	用	両	利府町菅谷字東浦	0.0500	0.0400	不明	利府町
七北田	七北田川	二級	中野堰	用	左	多賀城市後新田 14	0.8000	0.4300	不明	高砂水利組合
			宝堰	用	左	仙台市泉区七北田字松森	0.7000	0.6000	0.6000	宝堰加瀬溜井管理組合
			浦田揚水機	用	右	仙台市泉区松森字上河原	0.0200	0.0200	0.0200	斉藤長志
			薄ヶ沢堰	用	右	仙台市泉区	2.0480	1.4800	不明	仙台市岩切土地改良区
	梅田川	二級	杉下堰	用	左	仙台市青葉区梅田町	0.2000	0.2000	0.2000	四ッ谷堰協会

出典：「農業用水施設台帳（河川取水施設）改訂五版」（平成 20 年 3 月 宮城県農林水産部農村振興課）

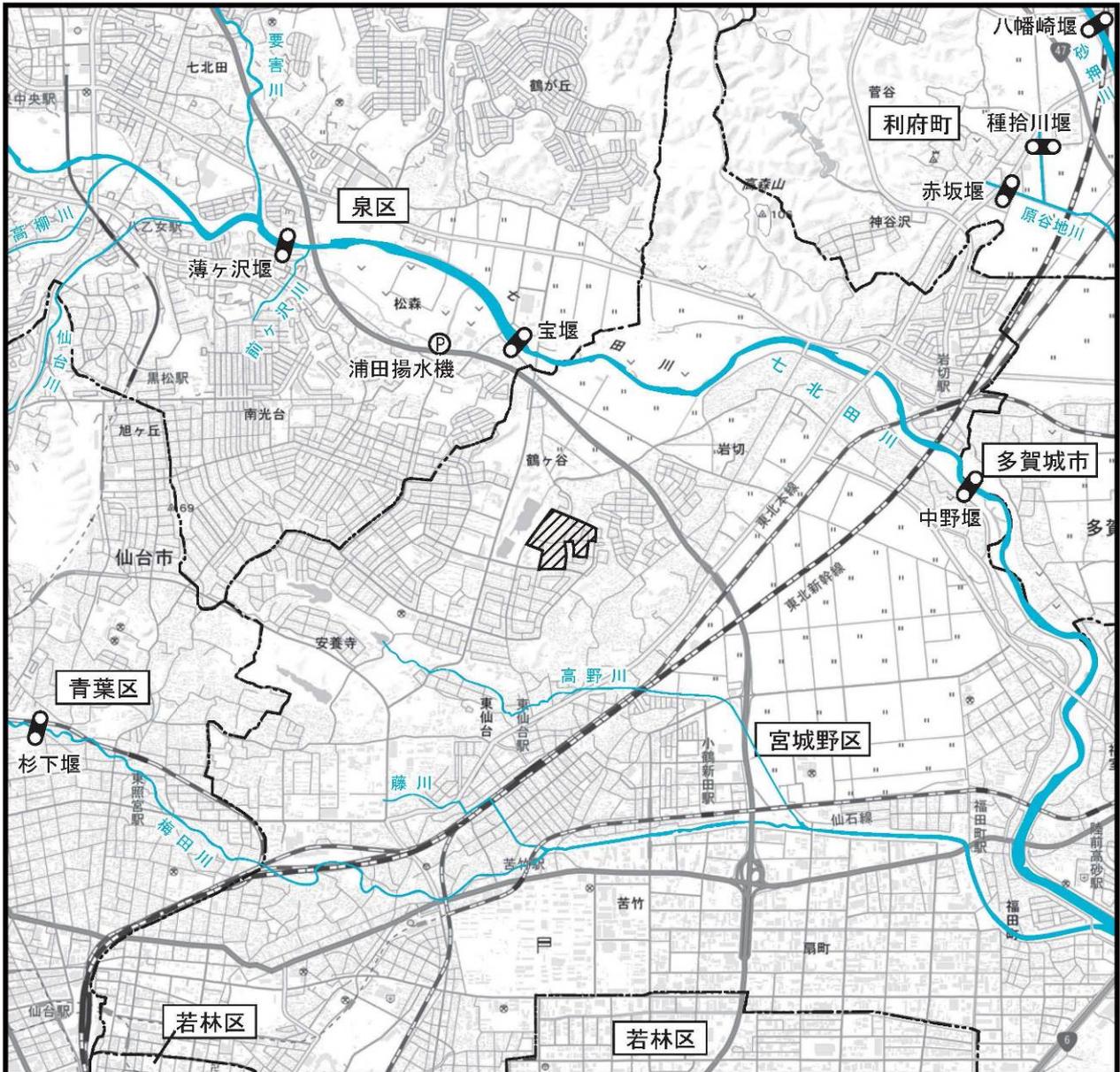
(2) 漁業権の設定の状況

調査範囲で漁業権が設定されている河川及び湖沼はない。

(3) その他河川、湖沼の利用並びに地下水利用の状況

河川、湖沼の状況は「6.1.2 水環境 (4)水象 ア．水象の状況 河川・湖沼等の概要」に示したとおりである。

地下水の利用の状況は「6.1.2 水環境 (4)水象 ア．水象の状況 湧水の概要」に示したとおりである。



凡 例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 河川
-  : 堰・頭首工
-  : 揚水機場

出典：「河川取水施設図」（平成20年3月 宮城県農林水産部）

図 6.2-4 農業用水取水施設位置図



S=1:50,000

0 1250 2500m

6.2.4 社会資本整備等

(1) 交通

ア．道路・鉄道等の交通網

調査範囲の交通網の状況は、図 6.2-5に示すとおりである。

計画地は JR 東北本線の東仙台駅の北に位置しており、仙台市営地下鉄南北線の旭ヶ丘駅の東に位置している。道路は、計画地の南南東から北西にかけて国道 4 号、計画地の南南西から北東にかけて主要地方道仙台松島線が通っている。また、将来的には計画地の北を東西に鶴ヶ谷仙台港線・鶴ヶ谷中山線、計画地の西を南北に宮沢根白石線などの都市計画道路が通る計画がある。

イ．交通量

鉄道

計画地の最寄り駅として、JR 東北本線の東仙台駅、JR 仙石線の陸前原ノ町駅、仙台市地下鉄南北線の台原駅及び旭ヶ丘駅がある。各駅における乗車人数は表 6.2-12に示すとおりである。

表 6.2-12 計画地最寄りの駅における乗車人数の推移（一日平均乗車人数）

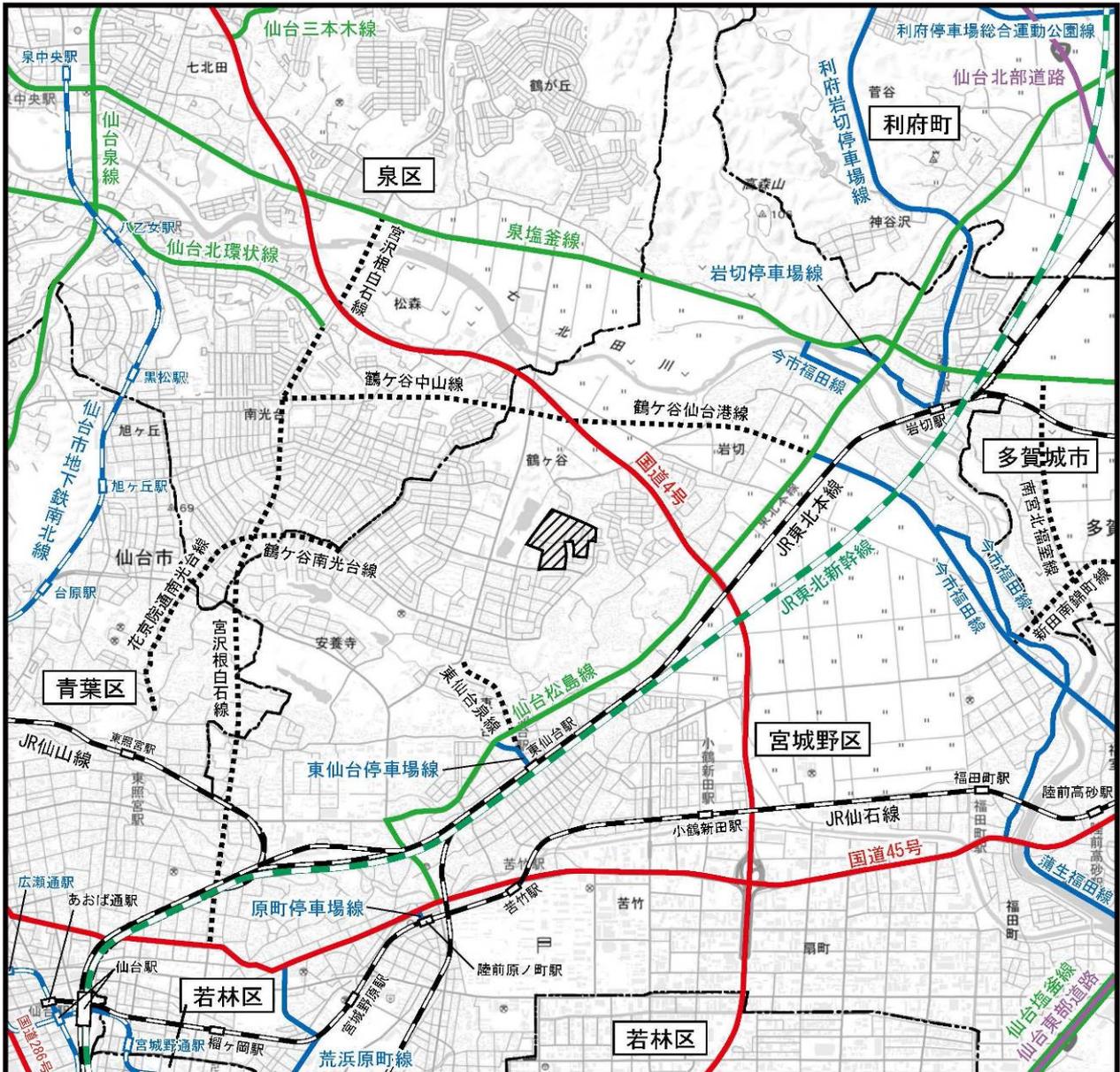
単位：人

路線名	駅名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
JR 東北本線	東仙台	3,161	3,284	3,279	3,391	3,463
JR 仙石線	陸前原ノ町	3,620	3,881	3,883	4,030	4,119
仙台市地下鉄 南北線	台原	5,424	5,527	5,565	5,784	6,099
	旭ヶ丘	6,508	6,715	6,743	6,858	7,105

路線名	駅名	平成 29 年度	平成 30 年度
JR 東北本線	東仙台	3,524	3,628
JR 仙石線	陸前原ノ町	4,232	4,281
仙台市地下鉄 南北線	台原	6,202	6,175
	旭ヶ丘	7,351	7,341

：仙台市地下鉄の一日平均乗車人数は年間乗車人数からの換算値。

出典：「仙台市統計書（令和元年版）」（仙台市）



凡例

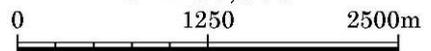
-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 高速道路
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 県道
-  : 都市計画道路 (計画)
-  : JR新幹線
-  : JR在来線
-  : 仙台市地下鉄

出典：「せんだいぐらしのマップ」(平成30年10月閲覧 仙台市)
「仙台市都市計画道路整備状況図」(平成30年4月現在 仙台市建設局道路部道路計画課)

図 6.2-5 交通網図



S=1:50,000



道路

仙台市では、平成 29 年に仙台市内の主要交差点で自動車の交通量を調査している。

計画地周辺の自動車交通量調査結果は表 6.2-13、自動車交通量調査地点は図 6.2-6に示すとおりである。

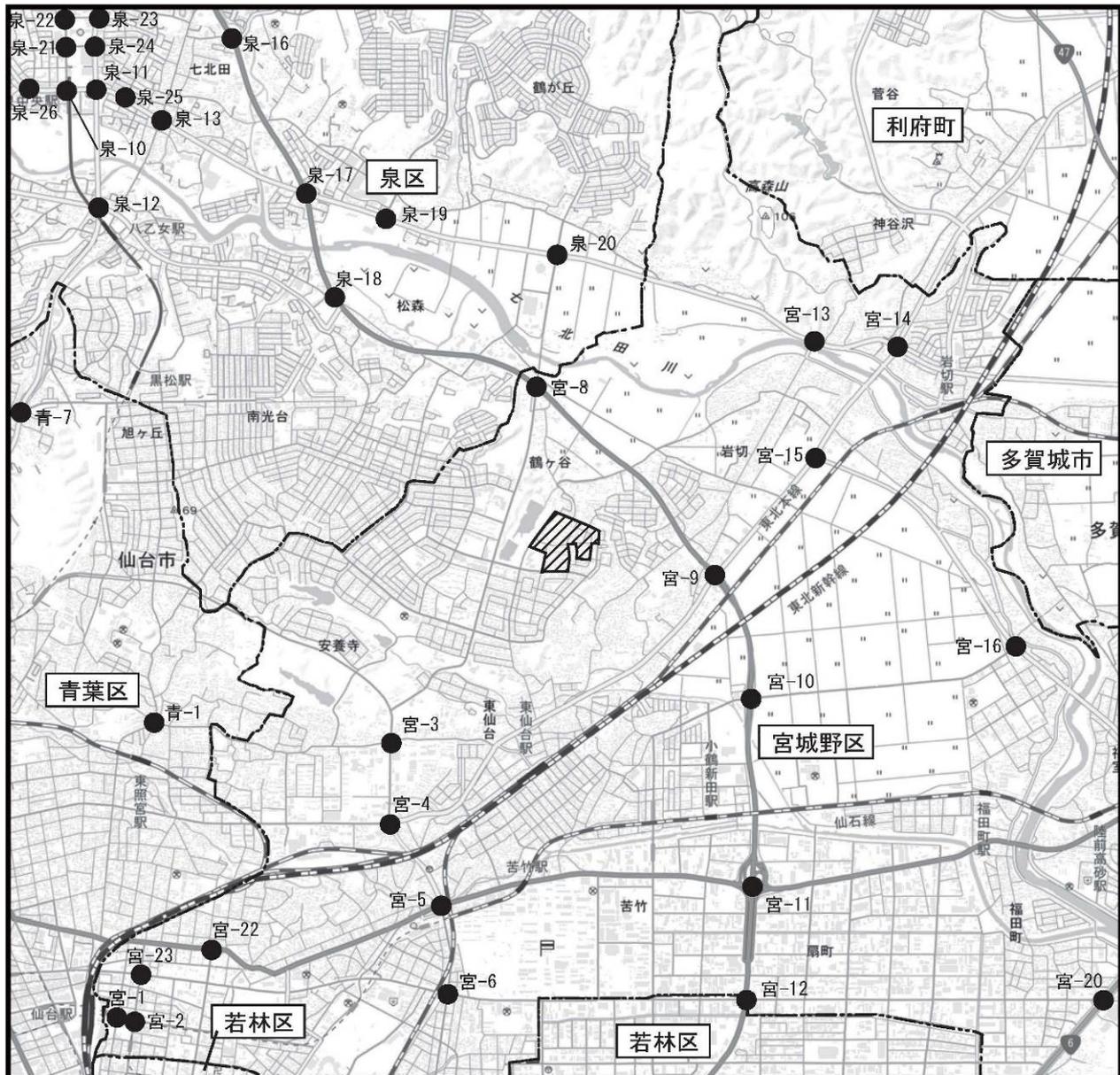
表 6.2-13 自動車交通量調査結果（平成 29 年度・平日）

番号 ¹	交差点名	12 時間交通量調査結果（台）						平成 25 年度自動車類計（台）	12 時間交通量伸び率 ²
		二輪車	小型貨物車	乗用車	大型貨物車	バス	自動車類計		
宮-1	仙台駅東口（ロータリー前）	340	882	7,555	223	511	9,171	10,662	0.86
宮-2	榴ヶ岡二丁目	462	1,648	11,685	416	498	14,247	16,223	0.88
宮-3	柞江	933	3,787	24,834	1,288	537	30,446	27,285	1.12
宮-4	ガス局前	1,282	5,860	33,629	1,697	424	41,610	39,745	1.05
宮-5	坂下	1,383	6,908	35,116	2,294	514	44,832	42,430	1.06
宮-6	銀杏町	699	5,004	21,135	2,423	203	28,765	30,056	0.96
宮-8	鶴ヶ谷	659	9,795	41,108	7,666	214	58,783	53,914	1.09
宮-9	燕沢	1,011	13,518	59,152	10,953	445	84,068	80,103	1.05
宮-10	小鶴	821	11,866	50,177	10,006	338	72,387	73,133	0.99
宮-11	苦竹	1,137	14,980	62,224	11,936	401	89,541	92,638	0.97
宮-12	箱堤	682	13,428	44,215	11,008	293	68,944	74,513	0.93
宮-13	今市橋	628	4,075	24,150	1,390	207	29,822	27,789	1.07
宮-14	洞ノ口	605	5,984	38,994	7,207	463	52,648	50,951	1.03
宮-15	今市東	418	5,505	31,075	6,620	311	43,511	39,196	1.11
宮-16	田子	344	3,267	19,467	3,818	158	26,710	26,976	0.99
宮-20	鶴巻	456	7,144	32,521	8,109	138	47,912	48,175	0.99
宮-22	小田原弓ノ町	607	4,509	20,400	1,566	474	26,949	30,994	0.87
宮-23	二十人町	890	3,677	19,441	1,325	364	24,807	17,796	1.39
泉-10	泉中央駅前	405	2,350	18,172	1,033	798	22,353	21,332	1.05
泉-11	泉中央	1,062	4,610	40,256	1,857	1,188	47,911	46,036	1.04
泉-12	八乙女	1,226	5,512	41,391	1,836	850	49,589	48,823	1.02
泉-13	市名坂	606	3,206	23,049	1,310	487	28,052	27,732	1.01
泉-16	鳥井原	1,044	4,864	27,364	4,624	239	37,091	38,825	0.96
泉-17	運転免許センター入口	859	7,215	41,560	5,695	367	54,837	56,193	0.98
泉-18	浦田	606	7,436	35,811	5,974	248	49,469	49,687	1.00
泉-19	運転免許センター前	419	2,782	22,270	1,448	169	26,669	25,389	1.05
泉-20	鶴が丘団地入口	507	4,435	28,185	2,006	129	34,755	31,004	1.12
泉-21	イズミティ 2 1 前	555	1,190	14,923	397	637	17,147	18,416	0.93
泉-22	泉中央公園前	411	1,224	14,890	304	545	16,963	16,787	1.01
泉-23	将監トンネル南	740	2,383	27,866	1,074	677	32,000	31,903	1.00
泉-24	泉区役所前	876	2,900	32,404	1,122	730	37,156	35,339	1.05
泉-25	泉中央四丁目	340	2,268	17,246	1,084	411	21,009	21,116	0.99
泉-26	泉中央一丁目	421	2,368	18,775	997	640	22,780	19,465	1.17
青-1	小松島小学校前	779	2,054	12,321	423	213	15,011	15,168	0.99
青-7	北根三丁目	1,689	6,821	43,638	1,524	964	52,947	51,871	1.02

1：表中の番号は、図 6.2-6に対応する。

2：12 時間交通量伸び率 = 平成 29 年度自動車類計 ÷ 平成 25 年度自動車類計

出典：「交差点交通量調査（平成 25 年度、平成 29 年度）」（仙台市）



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 交差点交通量調査地点

図中の番号は表 6.2-13 に対応する。

出典：「交差点交通量調査（平成29年度）」（仙台市）

図 6.2-6 交通量調査地点位置図



S=1:50,000

0 1250 2500m

(2) 上水道・下水道等

ア．上水道

仙台市、多賀城市及び利府町の水道施設の状況は表 6.2-14、水道普及率の推移は表 6.2-15に示すとおりである。

仙台市、多賀城市及び利府町においては、給水人口の大部分を上水道でまかなっている。平成30年度の水道普及率は仙台市が99.7%、多賀城市が100.0%、利府町が100.0%である。水道普及率の推移をみると、仙台市、多賀城市及び利府町はほぼ横ばいで推移している。

表 6.2-14 水道施設の状況（平成30年度）

市町	項目	箇所数 (箇所)	計画給水人口または 確認時給水人口 ¹ (人)	現在給水人口 (人)
仙台市	上水道	1	1,029,700	1,055,352
	簡易水道	0	0	0
	専用水道（自己水源のみ）	11	2,076	616
	専用水道（上記以外）	49	17,690	3,639
	合計 ²	61	1,031,776	1,055,968
	行政区画内総人口（人）	1,058,689		
	普及率（%） ³	99.7		
多賀城市	上水道	2	70,070	62,238
	簡易水道	0	0	0
	専用水道（自己水源のみ）	1	193	0
	専用水道（上記以外）	2	1,600	0
	合計	5	70,263	62,238
	行政区画内総人口（人）	62,241		
	普及率（%） ³	100.0		
利府町	上水道	1	38,400	36,054
	簡易水道	0	0	0
	専用水道（自己水源のみ）	0	0	0
	専用水道（上記以外）	2	355	60
	合計	3	38,400	36,054
	行政区画内総人口（人）	36,054		
	普及率（%） ³	100.0		

1：上水道及び簡易水道においては「計画給水人口」、専用水道においては「確認時給水人口」。

2：「計画給水人口または確認時給水人口」及び「現在給水人口」の「合計」においては、「専用水道（上記以外）」を含まない。

3：「普及率」＝「現在給水人口」の合計÷「行政区画内総人口」×100。

出典：「宮城県の水道 市町村別水道施設の状況」（令和2年3月閲覧 宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/miyaginosuidou.html>

表 6.2-15 水道普及状況の推移

市町	年次	行政人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)
仙台市	平成 23 年度	1,029,407	1,025,596	99.6
	平成 24 年度	1,038,522	1,035,032	99.7
	平成 25 年度	1,046,192	1,042,903	99.7
	平成 26 年度	1,050,296	1,047,883	99.8
	平成 27 年度	1,053,304	1,051,013	99.8
	平成 28 年度	1,053,717	1,051,771	99.8
	平成 29 年度	1,056,602	1,054,648	99.8
多賀城市	平成 23 年度	61,451	61,447	100.0
	平成 24 年度	61,792	61,789	100.0
	平成 25 年度	62,048	62,045	100.0
	平成 26 年度	62,480	62,477	100.0
	平成 27 年度	62,177	62,174	100.0
	平成 28 年度	62,321	62,318	100.0
	平成 29 年度	62,171	62,171	100.0
利府町	平成 23 年度	35,311	35,311	100.0
	平成 24 年度	35,750	35,750	100.0
	平成 25 年度	36,103	36,103	100.0
	平成 26 年度	36,318	36,318	100.0
	平成 27 年度	36,330	36,330	100.0
	平成 28 年度	36,205	36,205	100.0
	平成 29 年度	36,220	36,220	100.0

：各年 3 月 31 日現在。

出典：「平成 25 年度～令和元年版宮城県統計年鑑」（宮城県）

イ．下水道

仙台市、多賀城市及び利府町の下水道普及状況の推移は、表 6.2-16に示すとおりである。

平成 31 年の下水道普及率は、仙台市が 98.2%、多賀城市が 99.8%、利府町が 95.5%である。
下水道普及率の推移をみると、仙台市、多賀城市及び利府町はほぼ横ばいで推移している。

表 6.2-16 下水道普及状況の推移

市町	年次	行政区域人口（人）	処理区域人口（人）	普及率（％）
仙台市	平成 25 年	1,038,522	1,017,716	98.0
	平成 26 年	1,046,192	1,025,607	98.0
	平成 27 年	1,050,296	1,029,585	98.0
	平成 28 年	1,053,304	1,032,855	98.1
	平成 29 年	1,053,717	1,033,636	98.1
	平成 30 年	1,056,202	1,036,660	98.1
	平成 31 年	1,058,689	1,039,448	98.2
多賀城市	平成 25 年	61,792	61,643	99.8
	平成 26 年	62,048	61,934	99.8
	平成 27 年	62,480	62,365	99.8
	平成 28 年	62,177	62,068	99.8
	平成 29 年	62,321	62,215	99.8
	平成 30 年	62,174	62,089	99.9
	平成 31 年	62,241	62,158	99.9
利府町	平成 25 年	35,750	34,118	95.4
	平成 26 年	36,103	34,487	95.5
	平成 27 年	36,318	34,708	95.6
	平成 28 年	36,330	34,723	95.6
	平成 29 年	36,205	34,593	95.5
	平成 30 年	36,220	34,608	95.5
	平成 31 年	36,054	34,440	95.5

：各年 3 月 31 日現在。

出典：「平成 25 年版～令和元年版宮城県統計年鑑」（宮城県）

(3) 廃棄物処理施設等

仙台市、多賀城市及び利府町におけるごみ排出量及び処理内訳の推移は、表 6.2-17～表 6.2-19 に示すとおりである。

仙台市の平成 30 年度におけるごみ排出量は 370,566t であり、概ね減少傾向にある。

多賀城市の平成 30 年度におけるごみ排出量は 20,923t であり、増減を繰り返してはいるものの、概ね減少傾向にある。

利府町の平成 30 年度におけるごみ排出量は 14,370t であり、平成 25 年度以降に増減はあるが、概ね減少傾向にある。

調査範囲におけるごみ処理施設は表 6.2-20、産業廃棄物処理業者は表 6.2-21に示すとおりである。また、ごみ処理施設及び産業廃棄物処理業者の位置図は、図 6.2-7に示すとおりである。

表 6.2-17 仙台市におけるごみ排出量の推移

市町	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
仙台市	人口(人)	1,068,511	1,073,242	1,082,185	1,084,674	1,086,377	
	ごみ総量(t)	390,383	385,863	381,036	376,033	377,595	
	処分の 内訳 (t)	焼却量	336,897	333,424	329,294	325,903	328,502
		埋立量	4,842	4,740	4,596	4,170	4,343
資源化量		48,644	47,699	47,146	45,960	44,750	

市町	年度	平成 30 年度	
仙台市	人口(人)	1,088,669	
	ごみ総量(t)	370,566	
	処分の 内訳 (t)	焼却量	322,515
		埋立量	3,709
資源化量		44,342	

出典：「令和元年度仙台市環境局事業概要」（令和元年 8 月 仙台市）

表 6.2-18 多賀城市におけるごみ排出量の推移

市町	年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
多賀城市	人口(人)	61,792	62,048	62,480	62,177	62,321	
	ごみ総量(t)	22,327	21,676	21,814	21,323	21,331	
	処分の 内訳 (t)	焼却量	19,414	18,994	19,051	18,659	18,797
		埋立量	95	107	97	75	74
資源化量		2,818	2,575	2,666	2,589	2,460	

市町	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
多賀城市	人口(人)	62,174	62,241	
	ごみ総量(t)	21,108	20,923	
	処分の 内訳 (t)	焼却量	18,815	18,715
		埋立量	51	57
資源化量		2,242	2,151	

出典：「平成 30 年度版多賀城市統計書」（令和 2 年 3 月 多賀城市）

表 6.2-19 利府町におけるごみ排出量の推移

市町	年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利府町	人口 (人)	35,750	36,103	36,318	36,330	36,205
	ごみ総量 (t)	14,255	14,863	14,587	14,583	14,000

市町	年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利府町	人口 (人)	36,220	36,054
	ごみ総量 (t)	14,354	14,370

出典：「利府町統計書」(令和元年 9 月 利府町)

表 6.2-20 ごみ処理施設の整備状況

No.	施設名	所在地	整備状況			備考
			規模 (t/日)	方式	竣工	
1	松森工場	仙台市泉区 松森字城前 135	600 (200t × 3 炉)	全連続	H17.8	富谷市を含む

：表中の No. は、図 6.2-7 に対応する。

出典：「令和元年版宮城県環境白書(資料編)」(宮城県)

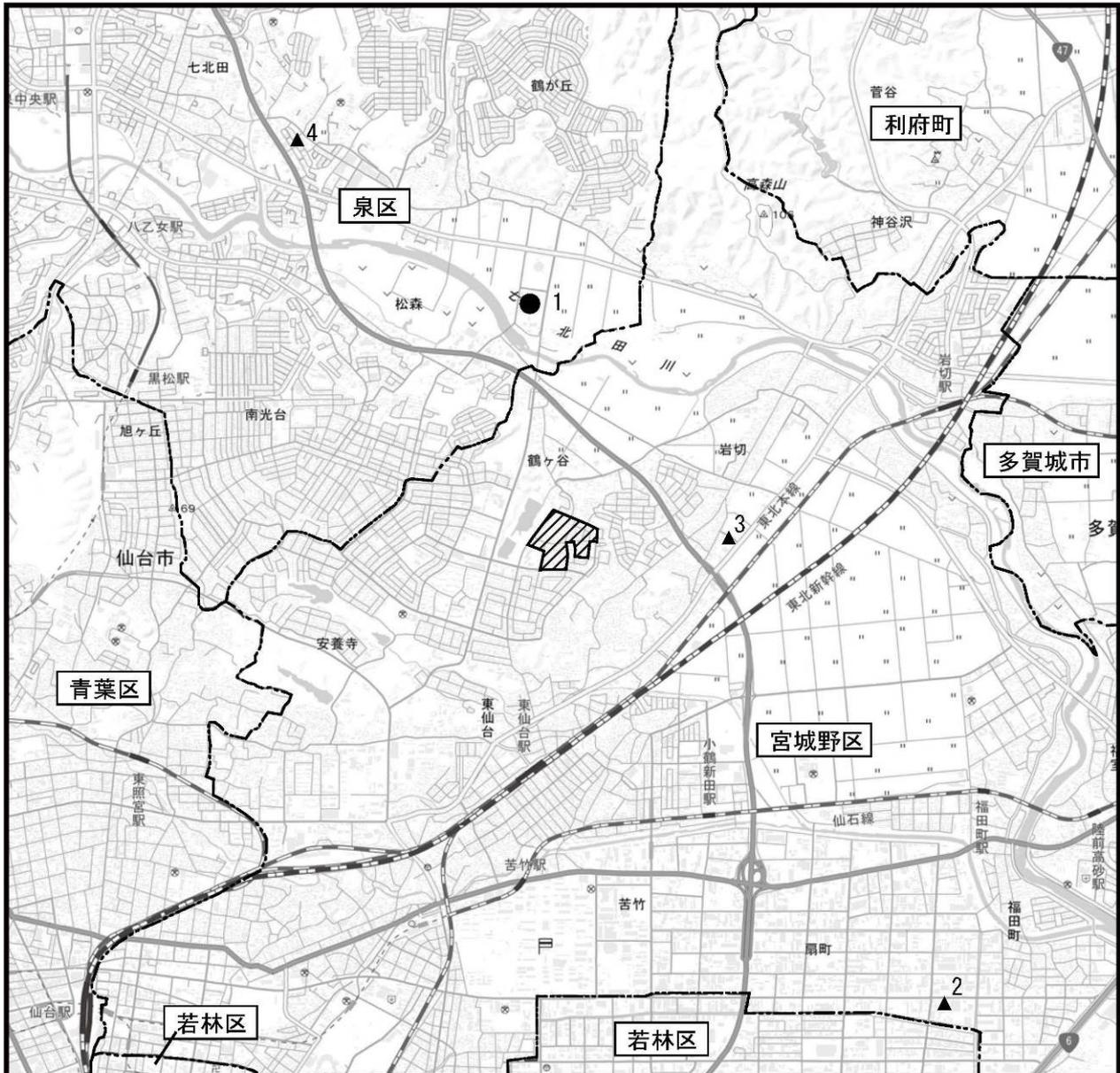
表 6.2-21 産業廃棄物処理業者

< 中間処理 >

No.	許可業者名	所在地	取り扱うことができる産業廃棄物	事業内容備考
2	オデッサ・テクノス 株式会社	仙台市宮城野区 扇町 7-4-3	汚泥	造粒固化施設 1 台
3	栄工業株式会社	仙台市宮城野区 岩切 1-13-7	汚泥	脱水施設 2 台
4	株式会社アネスティ	仙台市泉区市名坂 字御釜田 145-3	廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラコン、がれき類	破碎施設 5 台

：表中の No. は、図 6.2-7 に対応する。

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」(令和 2 年 4 月 1 日現在 宮城県循環型社会推進課)



凡 例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : ゴミ処理施設 (図中番号: 1)
-  : 産業廃棄物処理施設 (図中番号: 2~4)

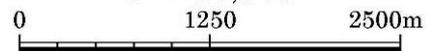
図中の番号は表 6.2-20 及び表 6.2-21 に対応する。

出典: 「平成29年版宮城県環境白書(資料編)」(宮城県)
「産業廃棄物処理業者名簿」(平成30年7月31日現在 宮城県循環型社会推進課)

図 6.2-7 廃棄物処理施設位置図



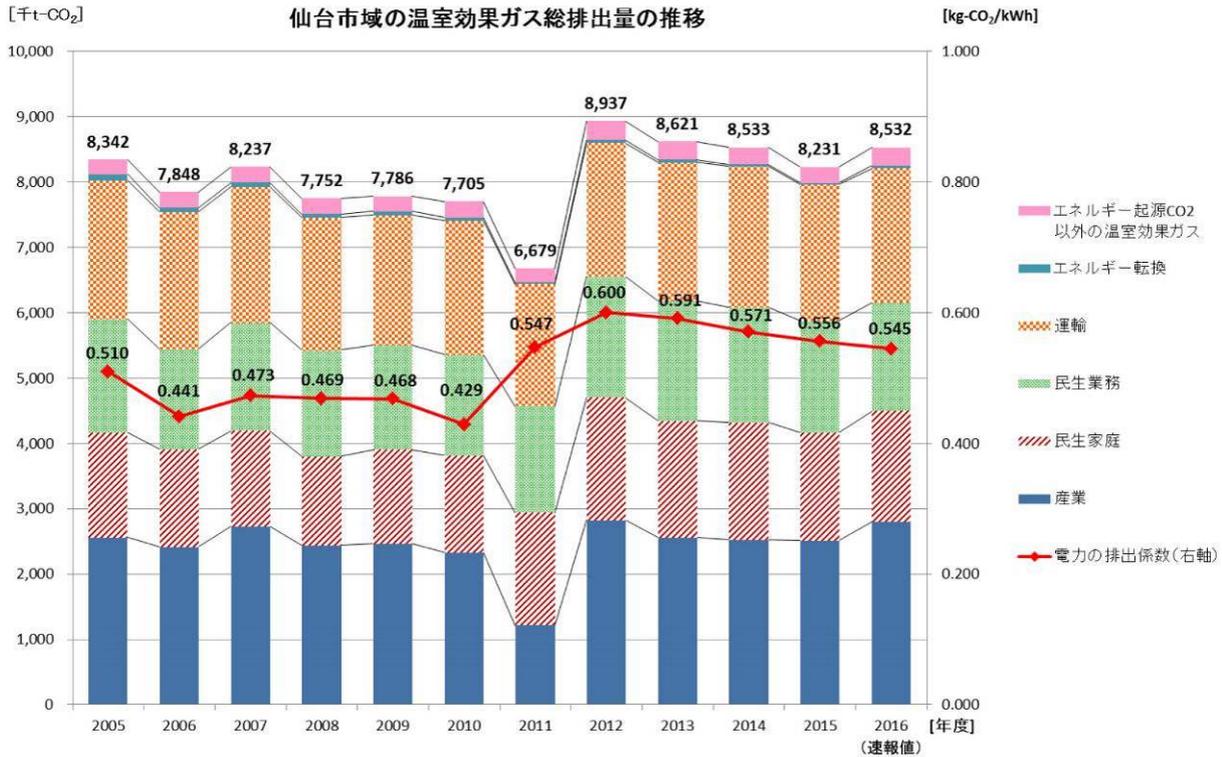
S=1:50,000



(4) 温室効果ガス

「仙台市の温室効果ガス排出量」(平成 30 年 10 月閲覧 仙台市ホームページ)によると、仙台市域における平成 27 年度(2015 年度)温室効果ガス排出量確定値は、排出量で 823 万 1 千 t-CO₂ となり、平成 26 年度(2014 年度)確定値から 3.5%減少した。これは、「平成 27 年度が、主に暖冬の影響による燃料使用量の減少および電力排出係数(電力供給量あたりの二酸化炭素排出量)減少の影響等を受けて減少したものと推測される。」としている。

仙台市域の温室効果ガス排出量の推移は、図 6.2-8に示すとおりである。



出典：「仙台市域における温室効果ガス排出量の概要」(平成 30 年 10 月閲覧 仙台市)

図 6.2-8 仙台市域の温室効果ガス排出量の推移

6.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲の学校・病院・社会福祉施設等は表 6.2-22～表 6.2-24、その位置図は図 6.2-9に示すとおりである。

計画地の南西側には鶴谷東小学校及び鶴ヶ谷東マイスクール児童館、南東側にはベネッセホームまどか鶴ヶ谷（老人ホーム）やベネッセデイサービスセンター鶴ヶ谷、北側には茶話本舗デイサービス宮城野亭やグループホームコスモス鶴ヶ谷等がある。

表 6.2-22 配慮が必要な施設等（学校施設等）

No.	施設名	No.	施設名
1	東仙台幼稚園	17	東仙台小学校
2	さいわい幼稚園	18	柊江小学校
3	はなぶさ幼稚園	19	南光台小学校
4	東盛幼稚園	20	南光台東小学校
5	鶴ヶ谷幼稚園	21	西山中学校
6	お人形社第二幼稚園	22	岩切中学校
7	ナザレト幼稚園	23	鶴谷中学校
8	南光シオン幼稚園	24	東仙台中学校
9	南光第二幼稚園	25	南光台中学校
10	燕沢小学校	26	南光台東中学校
11	西山小学校	27	東北学院中学校
12	岩切小学校	28	宮城県仙台第三高等学校
13	幸町南小学校	29	東北学院高等学校
14	新田小学校	30	仙台市立鶴谷特別支援学校
15	鶴谷小学校	31	いずみ高等支援学校
16	鶴谷東小学校		

：表中の No. は、図 6.2-9に対応する。

出典：「せんだいぐらしのマップ」（令和 2 年 7 月閲覧 仙台市）<https://www2.wagmap.jp/sendaicity/Portal>
「宮城県私立学校名簿(平成 29 年度版）」（平成 29 年 11 月 宮城県）

表 6.2-23 配慮が必要な施設等（病院）

No.	施設名	No.	施設名
32	仙台東脳神経外科病院	35	公益財団法人仙台市医療センター 仙台オープン病院
33	岩切病院		
34	青葉病院	36	光ヶ丘スペルマン病院

：表中の No. は、図 6.2-9に対応する。

出典：「せんだいぐらしのマップ」（令和 2 年 7 月閲覧 仙台市）<https://www2.wagmap.jp/sendaicity/Portal>

表 6.2-24(1) 配慮が必要な施設等 (社会福祉施設等(1/2))

No.	施設名	No.	施設名
37	仙台岩切あおぞら保育園	82	きぼう園
38	岩切保育所	83	仙台通勤寮
39	幸町すいせん保育所	84	泉松ハウス
40	小田原保育園	85	ワークファレ
41	ニューフィールド保育園	86	仙台つどいの家 さんしょ
42	保育所新田こぼと園		
43	東盛マイトリー園	87	すまいる作業所
44	鶴ケ谷希望園	88	ふおれすとあゆみ
45	鶴ケ谷第二保育所	89	仙台市燕沢老人憩の家
46	鶴ケ谷マードレ保育園	90	仙台市岩切老人憩の家
47	鶴ケ谷保育所	91	仙台市新田老人憩の家
48	ナザレト愛児園	92	仙台市鶴ケ谷東老人憩の家
49	さゆり保育園	93	仙台市東仙台老人憩の家
50	ますえの森どうわほいくえん	94	仙台市南光台老人憩の家
51	南光のぞみ保育園	95	燕沢デイサービスセンター
52	もりのひろば保育園	96	愛の家デイサービスセンター
53	新田ナーサリー	97	デイサービス花だん
54	ハピネス保育園南光台東	98	旅ゆかば
55	キッズフィールド新田東園	99	アサヒサンクリーン株式会社 東仙台デイサービスセンター
56	新田すいせんこども園		
57	西山児童館	100	デイサービスわかなの杜
58	柘江児童館	101	リハビリステーションつるがや
59	燕沢児童館	102	茶話本舗デイサービス鶴ケ谷亭
60	岩切児童館	103	(医)松田会エパーグリーン・ツルガヤ 通所介護事業所
61	幸町児童館		
62	新田児童館	104	ミニデイサービス木もれび
63	鶴ケ谷西児童館	105	茶話本舗デイサービス宮城野亭
64	鶴ケ谷東マイスクール児童館	106	デイサービスあったかの家鶴ケ谷
65	南光台児童館	107	ベネッセデイサービスセンター鶴ケ谷
66	南光台東児童センター	108	つなぐデイ
67	乳児院宮城県済生会乳児院	109	GENKINEX T東仙台
68	児童養護施設ラ・サール・ホーム	110	デイサービスもりのひろば
69	地域小規模児童養護施設ひまわり	111	ニチイケアセンター泉
70	児童養護施設小百合園	112	南光台デイサービスセンター
71	いずみ授産所	113	デイサロンぴーちゃん
72	わ・は・わ宮城野	114	介護予防センター 早稲田イーライフ南光台
73	かむり学園		
74	啓生園	115	鶴ケ谷デイサービスセンター
75	第二啓生園	116	さくら木デイサービス
76	宮城県障害者福祉センター	117	南光台ケアセンターそよ風
77	ハートライフせんだい創働舎	118	燕沢地域包括支援センター
78	コッペ	119	岩切地域包括支援センター
79	ワークつるがや	120	東仙台地域包括支援センター
80	仙台市あおぞらホーム	121	鶴ケ谷地域包括支援センター
	仙台市なかよし学園	122	南光台地域包括支援センター
81	ホープすずかけ	123	ベネッセホームまどか鶴ケ谷

：表中のNo.は、図 6.2-9に対応する。

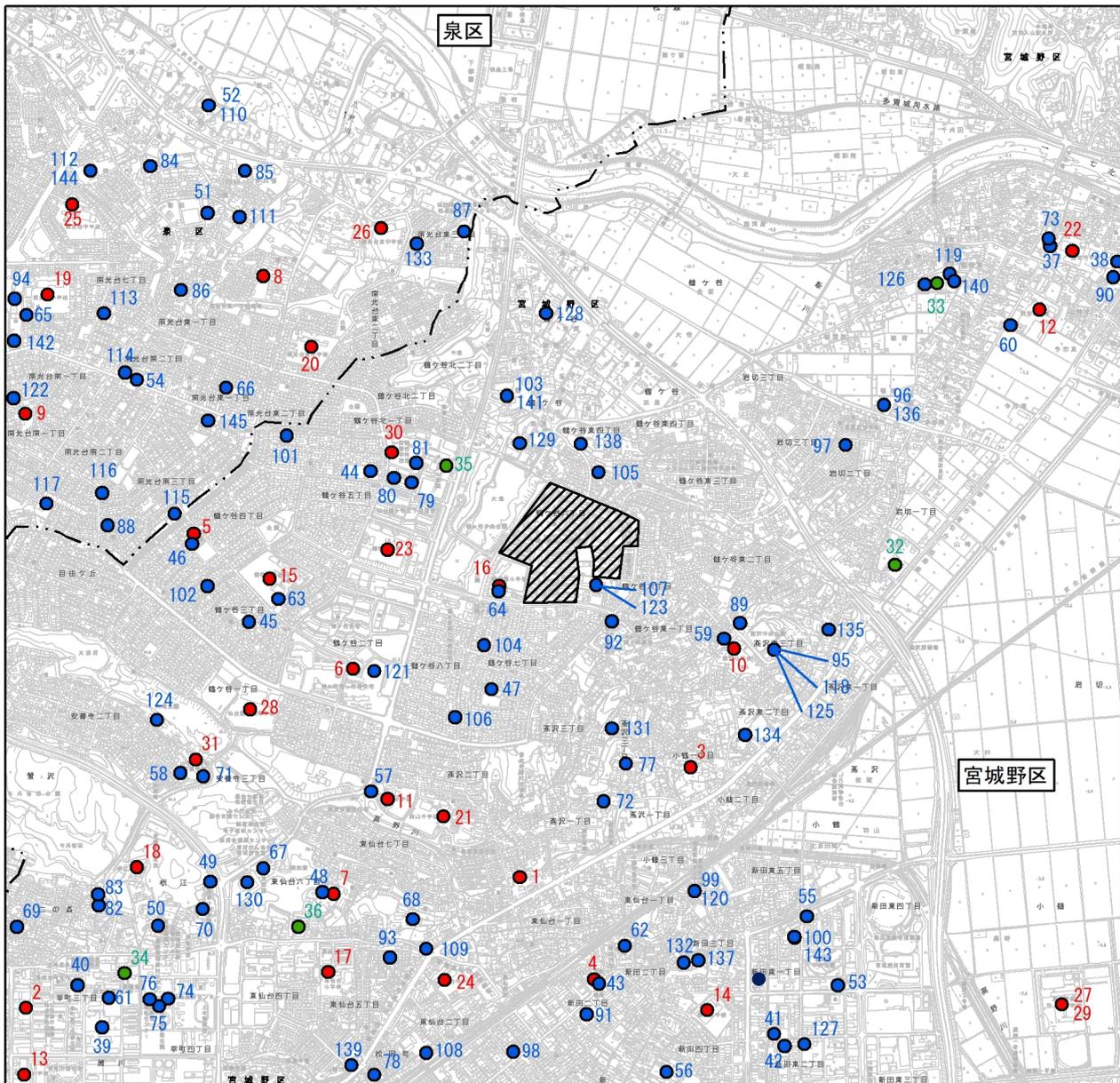
出典：「せんだいくらしのマップ」(令和2年7月閲覧 仙台市) <https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal>

表 6.2-24 配慮が必要な施設等（社会福祉施設等(2/2)）

No.	施設名	No.	施設名
124	あけの星荘	135	グループホームあったかいご燕沢東
125	パルシア	136	愛の家グループホーム仙台岩切
126	ケアハウスインいわきり	137	グループホーム東仙台新田
127	ツクイ・サンシャイン仙台	138	グループホームコスモス鶴ケ谷
128	住宅型有料老人ホームピュアライフ京原	139	グループホームやわらぎ
129	リーフ鶴ケ谷	140	コジーケアホーム
130	暁星園	141	エバーグリーン・ツルガヤ
131	コミュニティホーム東仙台燕沢	142	プレシオーソ
132	コミュニティホーム東仙台新田	143	わかなの杜
133	パインツリー南光台	144	ショートステイコスモスの家
134	グループホームかりんの家	145	ほし外科・ショートステイ

：表中の No. は、図 6.2-9に対応する。

出典：「せんだいくらしのマップ」（令和2年7月閲覧 仙台市）<https://www2.wagmap.jp/sendai/city/Portal>



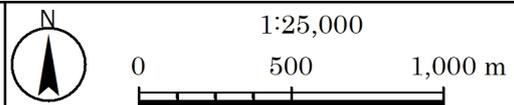
凡例

-  : 計画地
- : 市区町界
- : 学校施設等 (図中番号 : 1~31)
- : 病院 (図中番号 : 32~36)
- : 社会福祉施設等 (図中番号 : 37~145)

: 図中の番号は表 6.2-22 ~ 表 6.2-24 に対応する。

出典: 「せんだいぐらしのマップ」(令和 2 年 7 月閲覧 仙台市) <https://www2.wagmap.jp/sendacity/Portal>
宮城県私立学校名簿(平成 29 年度版) (平成 29 年 11 月 宮城県)

図 6.2-9 配慮が特に必要な施設等の位置図



6.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

(1) 法令等に基づく指定・規制

ア．自然環境保全に係る指定地域等の状況

自然環境保全地域及び緑地環境保全地域

調査範囲の緑地環境保全地域の指定状況は、表 6.2-25及び図 6.2-10に示すとおりである。

計画地は、「自然公園法」及び「宮城県自然公園条例」に基づく自然公園区域、「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域のいずれにも指定されていない。

表 6.2-25 緑地環境保全地域の指定状況

名称	指定面積 (ha)	関係市町村
県民の森緑地環境保全地域	1,045	仙台市/利府町/富谷市

出典：「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県）<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html>

鳥獣保護区

調査範囲の鳥獣保護区等の指定状況は、表 6.2-26及び図 6.2-11に示すとおりである。

計画地は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく「鳥獣保護区」に指定されている。

表 6.2-26 鳥獣保護区・特別保護地区の指定状況

No.	名称	存続期間	面積(ha)	
			鳥獣保護区	特別保護区
1	仙台	R4.10.31	13,483	100
2	県民の森	R10.10.31	1,430	

：表中のNo.は、図 6.2-11に対応する。

出典：「令和元年度鳥獣保護区等位置図」（令和元年 10月 宮城県）

風致地区、特別緑地保全地区

調査範囲における都市計画法第8条に基づく「風致地区」及び都市緑地法第12条に基づく「特別緑地保全地区」の指定状況は、表 6.2-27及び図 6.2-12に示すとおりである。

表 6.2-27 風致地区、特別緑地保全地区の指定状況

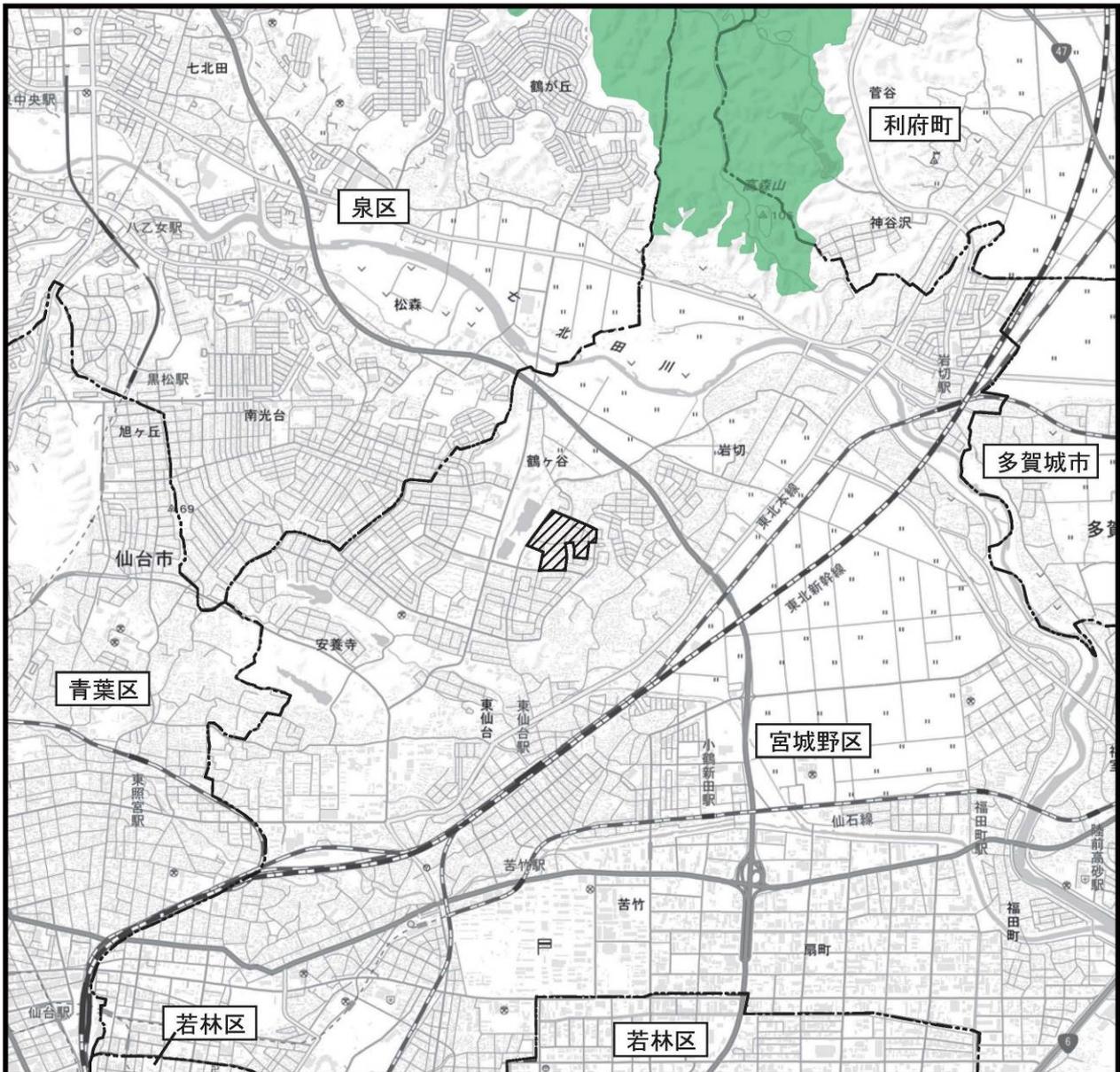
区分	No.	名称	面積(ha)
風致地区	1	台ノ原	3.2
	2	安養寺	68.1
特別緑地保存地区	3	栢江	3.3
	4	燕沢三丁目	0.9

：表中のNo.は、図 6.2-12に対応する。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成31年4月現在 仙台市）

保安林

調査範囲の保安林の指定状況は、図 6.2-13に示すとおりである。



凡 例

 : 計画地

----- : 市区町界

 : 県緑地環境保全地域（県民の森緑地環境保全地域）

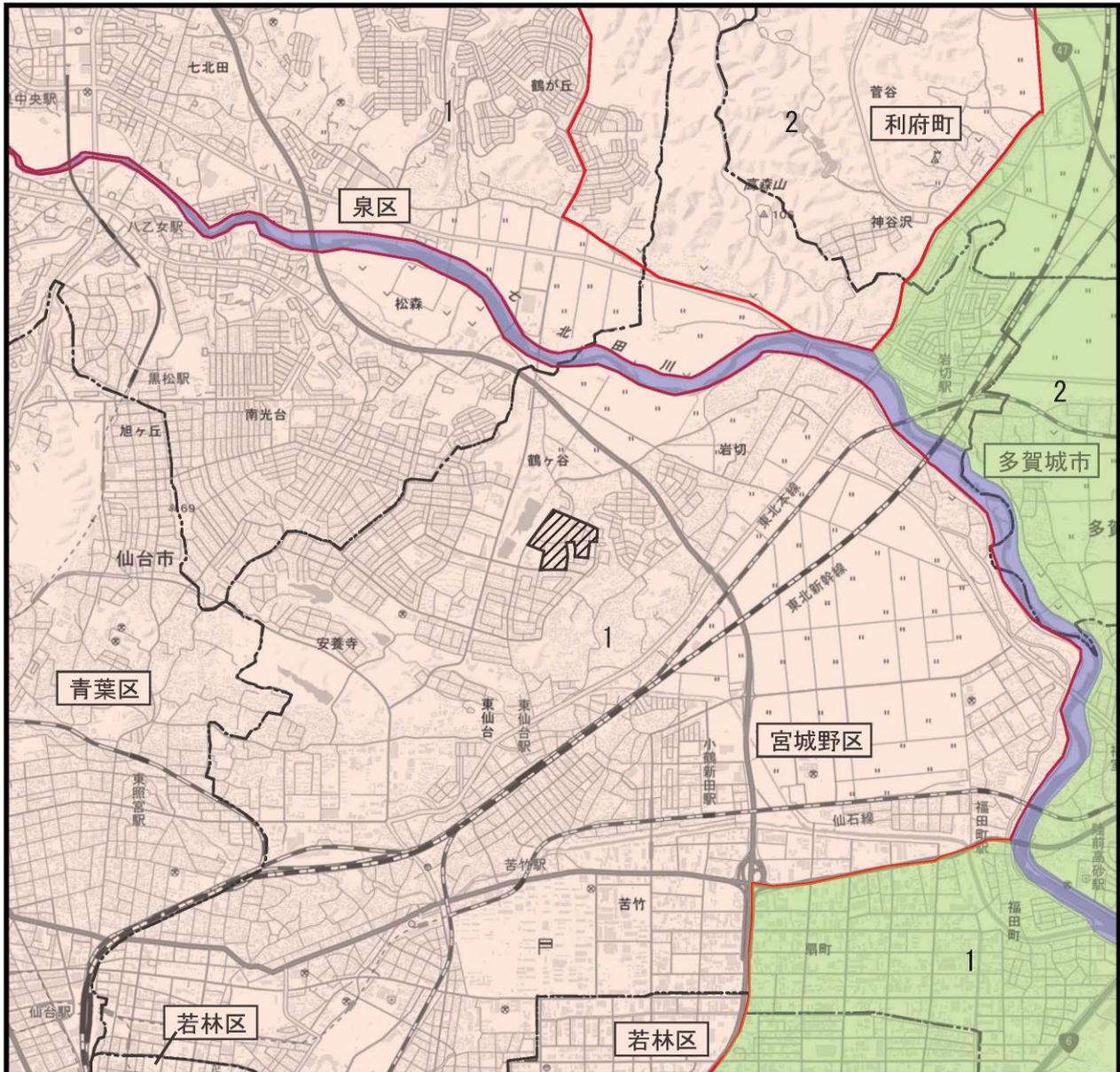
出典：「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県）<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html>

図 6.2-10 緑地環境保全地域指定区域位置図



S=1:50,000

0 1250 2500m



凡 例

- : 計画地
- : 市区町界
- : 鳥獣保護区 (図中番号 1 : 仙台 図中番号 2 : 県民の森)
- : 特定猟具使用禁止区域 (銃) (図中番号 1 : 仙台 図中番号 2 : 仙台東)
- : 指定猟法禁止区域 (鉛製散弾) (七北田川)

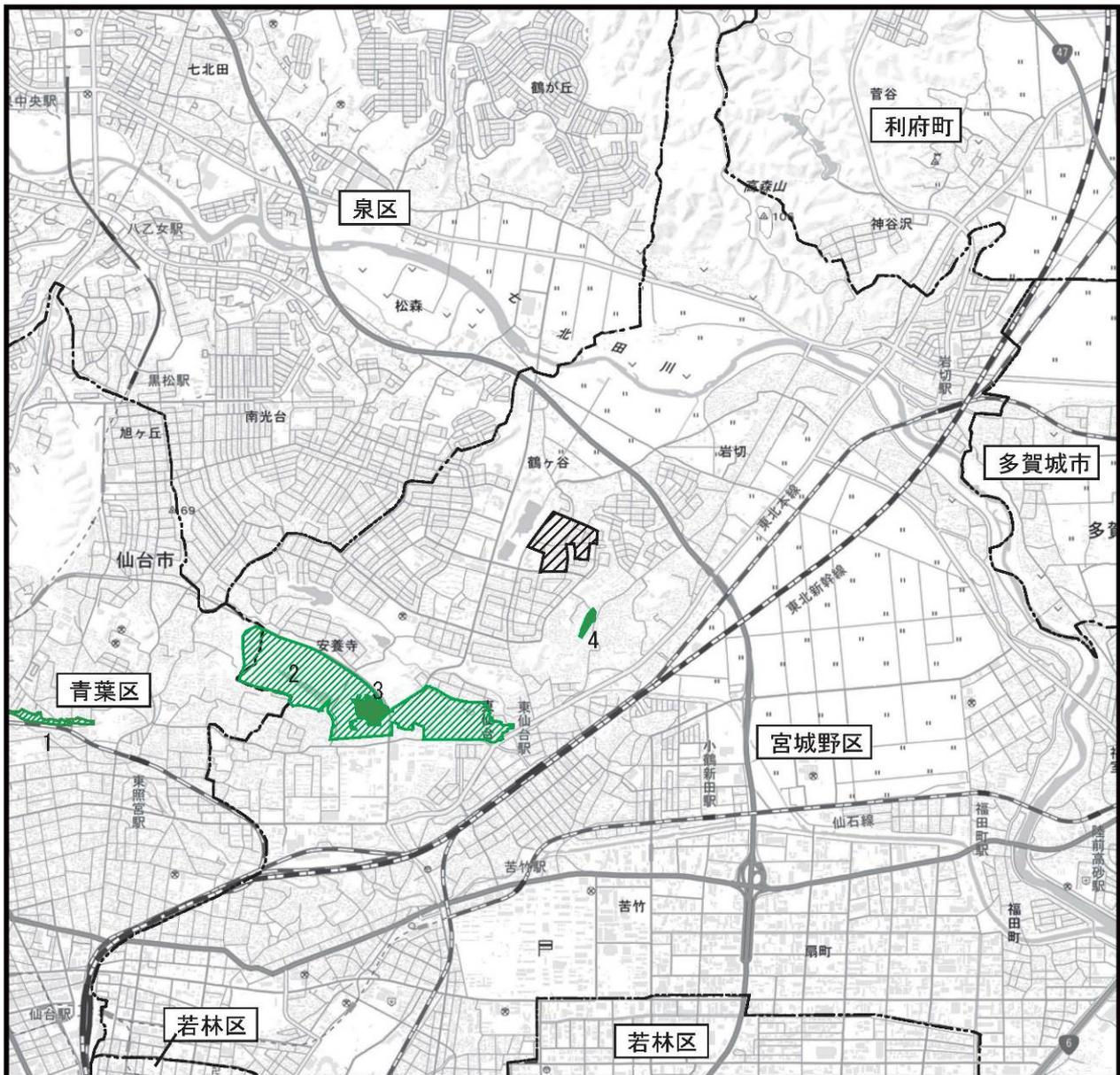
出典:「令和元年度鳥獣保護区等位置図」(令和元年 10月 宮城県)

図 6.2-11 鳥獣保護区等指定区域位置図



S=1:50,000

0 1250 2500m



凡 例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 風致地区 (図中番号 : 1 台原 2 安養寺)
-  : 特別緑地保全地区 (図中番号 : 3 柘江 4 燕沢三丁目)

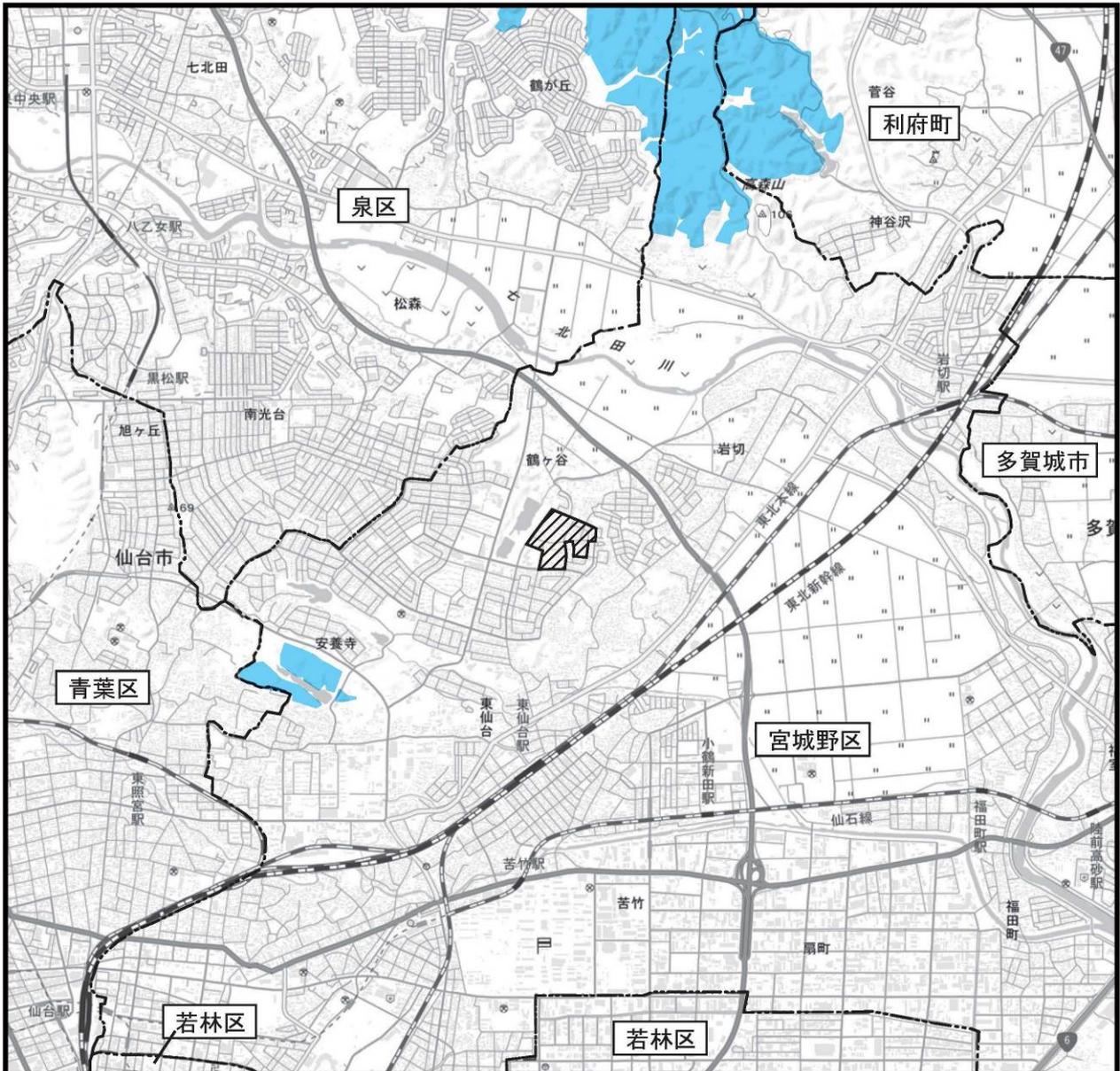
出典 : 「都市計画の概要／土地利用／地域地区」 (宮城県)
<https://www.pref.miyagi.jp/site/tosikeikakugaiyou/tochiriyou-tiikitiku.html>
 「仙台市公園・緑地等配置図」 (平成29年4月現在 仙台市)

図 6.2-12 風致地区、特別緑地保全地区位置図



S=1:50,000

0 1250 2500m

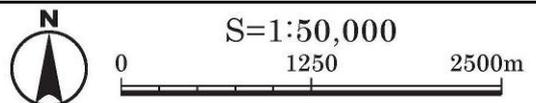


凡 例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 保安林

出典：「宮城県森林情報提供システム」（平成30年4月 宮城県） <http://fgis-pref-miyagi.jp/>

図 6.2-13 保安林指定区域位置図



保存樹木、保存樹林、保存緑地

調査範囲における仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」等の指定状況は、表 6.2-28及び表 6.2-29並びに図 6.2-14に示すとおりである。計画地に最も近い位置にある保存緑地は南東約 300m にある案内沢北地区、保存樹木は北約 300m に位置する志賀神社所有のイチイである。なお、「保存樹林」の指定は無い。

また、多賀城市では保存樹木を指定し樹木の保全に努めており、その保存樹木の指定状況は表 6.2-30及び図 6.2-14に示すとおりである。

表 6.2-28 仙台市の保存緑地の指定状況

No.	名称	面積(ha)
1	仙岳院	0.69
2	東照宮	3.73
3	瞑想の森	4.18
4	小松島二丁目	0.63
5	奥津森	0.51
6	与兵衛沼	24.89
7	木皿山	5.76
8	安養寺	4.48
9	ラ・サールホーム	0.35
10	西山	2.40
11	善応寺	2.93
12	大拙庵	0.44
13	案内沢北	0.81

：表中のNo.は、図 6.2-14に対応する。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 31 年 4 月現在 仙台市）

表 6.2-29 仙台市の保存樹木の指定状況

No.	所有者	樹種	推定樹齡 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
14	仙台市	アカマツ	200	11.0	2.8
15	東北医科薬科大学	クロマツ	620	18.6	3.4
16	五城中学校	イロハモミジ	300	12.5	2.6
17	仙岳院	クロマツ	310	3.5	1.1
18	宮城県対がん協会	ケヤキ	200	19.0	3.3
19	個人所有	ソメイヨシノ	100	12.0	2.1
20	東六番丁小学校	ヒガンザクラ	300	11.0	4.6
21	孝勝寺	クロマツ	310	20.0	2.6
22	仙台市	サイカチ	200	15.5	4.6
23	榴岡天満宮	シラカシ	300	13.0	3.1
24	仙台市	シダレザクラ	280	20.0	2.5
25	千手観音堂	イチョウ	200	24.6	3.3
26	宮城野中学校	チョウセンゴヨウマツ	67	14.5	1.5
27	稲船神社	モミジ	200	18.0	2.7
28	個人所有	イチョウ	1200	32.0	7.9
29	宮城野八幡神社	ケヤキ	200	33.0	4.0
30	善應寺	キンモクセイ	260	7.8	1.2
31	善應寺	シラカシ	250	13.0	3.2
32	大山祇神社	イチョウ	250	26.0	3.9
33	志賀神社	イチイ	600	16.5	株立
34	七北田小学校	アカマツ	250	5.5	1.6

：表中のNo.は、図 6.2-14に対応する。

出典：「社の都の名木・古木（平成 29 年 3 月 仙台市）」

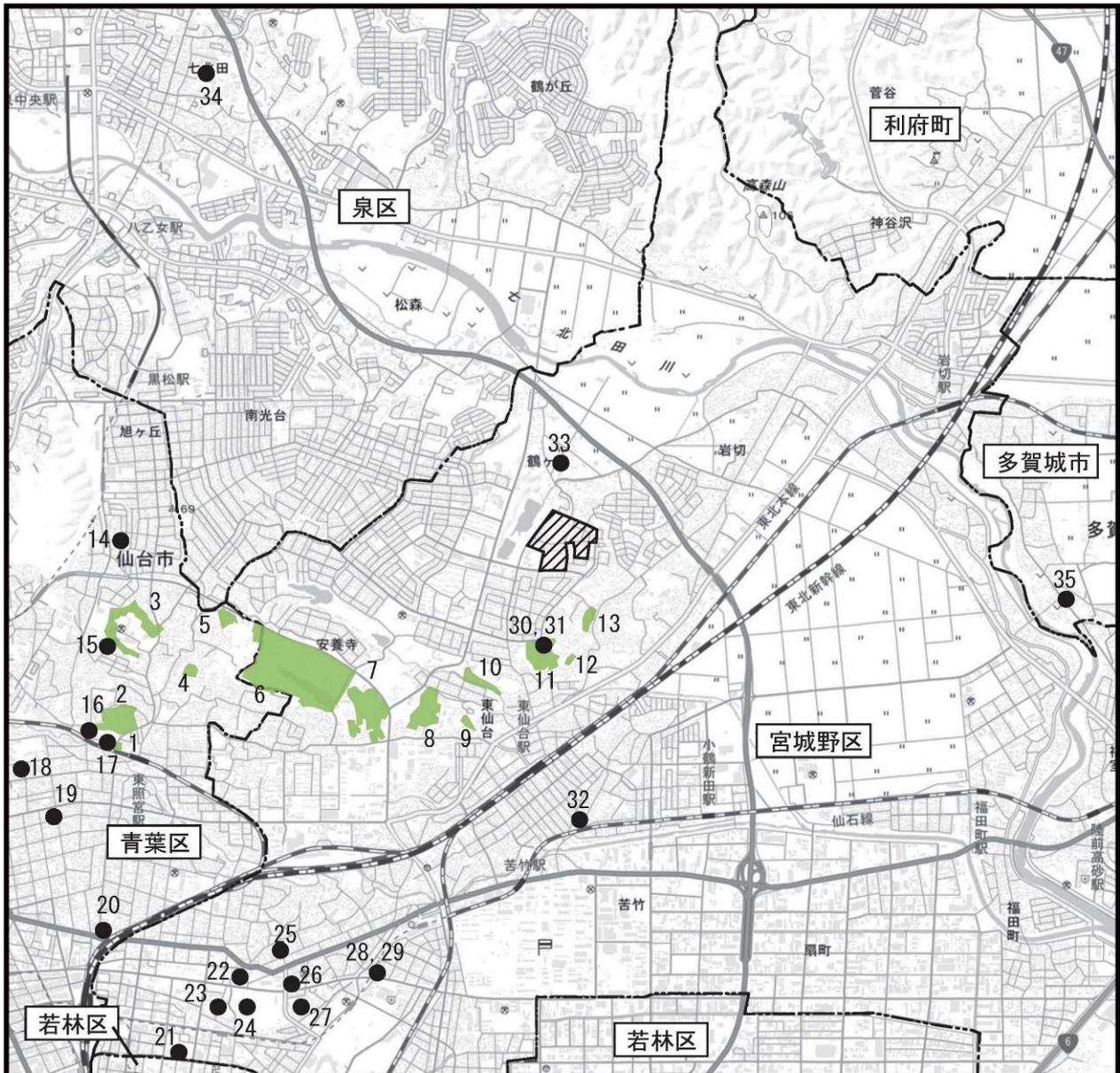
表 6.2-30 多賀城市の保存樹木の指定状況

No.	所有者	樹種	推定樹齡 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
35	個人所有	ヒイラギ	220	8.2	1.3

：表中のNo.は、図 6.2-14に対応する。

出典：「保存樹木」（平成 29 年 3 月 多賀城市）」

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kanri/kurashi/kankyo/kankyo/hozonjumoku/index.html>



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 保存緑地 (図中番号 : 1~13)
-  : 保存樹木 (図中番号 : 14~35)

図中の番号は表 6.2-28 ~ 表 6.2-30 に対応する。

出典 : 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 31 年 4 月現在 仙台市)

「杜の都の名木・古木」(平成 29 年 3 月 仙台市)

「保存樹木」(平成 29 年 3 月 多賀城市)

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kanri/kurashi/kankyo/kankyo/hozonjumoku/index.html>

図 6.2-14 保存樹木等位置図



S=1:50,000

0 1250 2500m

イ．公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

大気汚染

a) 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 6.2-31に示すとおりである。

なお、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020(改定版)」(平成 28 年 3 月 仙台市)では、二酸化窒素定量目標を「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm(国の環境基準のゾーン下限値)以下であること」としている。

表 6.2-31 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示 4 号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示 33 号)

b) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」では、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。大気汚染物質の排出者等はこれらの基準を遵守しなければならない。

・粉じん

物の破碎やたい積等により発生・飛散する「粉じん」に関して、人の健康に被害を生じる恐れがある物質である「特定粉じん（現在はアスベストを指定）」、それ以外の粉じんである「一般粉じん」について、表 6.2-32～表 6.2-34に示すように規制が定められている。

・ばい煙

物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物、ばいじん(スス)、有害物質等の「ばい煙」に関して、表 6.2-35に示す「ばい煙発生施設」について排出基準が定められている。

表 6.2-32 粉じんに係る規制の種類

一般粉じんに係る規制	特定粉じん(アスベスト)に係る規制
破碎機や堆積場等の一般粉じん発生施設の 種類ごとに定められた構造・使用・管理に 関する基準	発生施設 工場・事業場の敷地境界における大気中 濃度の基準(1リットルにつき石綿繊維 10本) 排出等作業 吹き付け石綿等が使用されている建築物 その他の工作物を解体・改造・補修する 作業における集じん等の作業基準

出典：「大気汚染防止法」(平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号)

表 6.2-33 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第 2 の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力：50 t / 日以上
2	鉱物(コークスを含み、石綿 を除く。以下同じ。)及び土石 の堆積場	面積：1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びパケット コンベア(鉱物、土石、セメ ント用)	ベルト幅：75cm 以上又はパケッ トの内容積：0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩 石、セメント用)	原動機の定格出力：75KW 以上
5	ふるい(鉱物、岩石、セメント用)	原動機の定格出力：15KW 以上

出典：「大気汚染防止法」(平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号)

表 6.2-34 特定粉じん(アスベスト)発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第 2 の 2 の施設番号	特定粉じん発生施設	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力：3.7KW 以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力：2.2KW 以上
5	研磨機	
6	切断用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス(剪断加工用)	
9	穿孔機	

出典：「大気汚染防止法」(平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号)

表 6.2-35 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模要件
1	ボイラー	・伝熱面積 10m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	・原料処理能力 20 トン/日 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	・原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用)溶鉱炉、転炉、平炉	
5	(金属の精製または鑄造用)溶解炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上
6	(金属の鍛造、圧延、熱処理用)加熱炉	
7	(石油製品、石油化学製品、コーラル製品の製造用)加熱炉	・触媒に付着する炭素の燃焼能力 200kg/時 以上
8	(石油精製用)流動接触分解装置の触媒再生塔	
8-2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6 リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用)焼成炉、溶融炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・変圧器定格能力 200kVA 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用)反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置含)、直火炉	
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用)電気炉	・変圧器の定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2m ² 以上 ・焼却能力 200kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用)ばい焼炉、焼結炉(バレット焼成炉含、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉)	・原料処理能力 0.5 トン/時 以上 ・火格子面積 0.5m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2m ² 以上 ・燃焼能力 20 リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用)乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上
16	(塩素化エチレン製造用)塩素急速冷却施設	・塩素処理能力 50kg/時 以上
17	(塩化第二鉄の製造用)溶解槽	
18	(活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用するもの〕用)反応炉	・燃焼能力 3 リットル/時 以上
19	(化学製品製造用)塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50kg/時 以上
20	(アルミニウム製錬用)電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用〔原料に燐石を使用するもの〕)反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	・燐鉱石処理能力 80kg/時 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用)濃縮施設、吸収施設、蒸溜施設	・伝熱面積 10m ² 以上 ・ポンプ動力 1 kW 以上
23	(トリポリ燐酸ナトリウム製造用〔原料に燐鉱石を使用するもの〕)反応施設、乾燥炉、焼成炉	・原料処理能力 80 kg/時 以上 ・火格子面積 1m ² 以上 ・燃焼能力 50 リットル/時 以上
24	(鉛の第二次精錬〔鉛合金の製造含〕・鉛の管、板、線の製造用)溶解炉	・燃焼能力 10 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用)溶解炉	・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用)溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上 ・燃焼能力 4 リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用)吸収施設、漂白施設、濃縮施設	・硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20 トン/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50 リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	・燃焼能力 35 リットル/時 以上

出典：「大気汚染防止法」(平成 27 年 6 月 19 日法律第 41 号)

騒音

a) 環境基準

騒音に係る環境基準は表 6.2-36、調査範囲の騒音に係る環境基準類型は図 6.2-15に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域（前掲図 6.2-2参照）に該当するため、A 類型に該当する。

また、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）が表 6.2-37及び図 6.2-16に示すとおり定められているが、計画地は指定地域に含まれていない。

表 6.2-36 騒音に係る環境基準

地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	環境基準（ L_{Aeq} ）	
			昼間 （6時～22時）	夜間 （22時～6時）
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号の規定により定められた文教地区（公園の区域を除く。）に限る。）		50 dB 以下	40 dB 以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 （AA の項に掲げる地域を除く。）	一般地域	55 dB 以下	45 dB 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 （A の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）	一般地域	55 dB 以下	45 dB 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
C	近隣商業地域 （B の項に掲げる地域を除く。） 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60 dB 以下	50 dB 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間（屋外）		70 dB 以下	65 dB 以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間（窓を閉めた屋内）		45 dB 以下	40 dB 以下

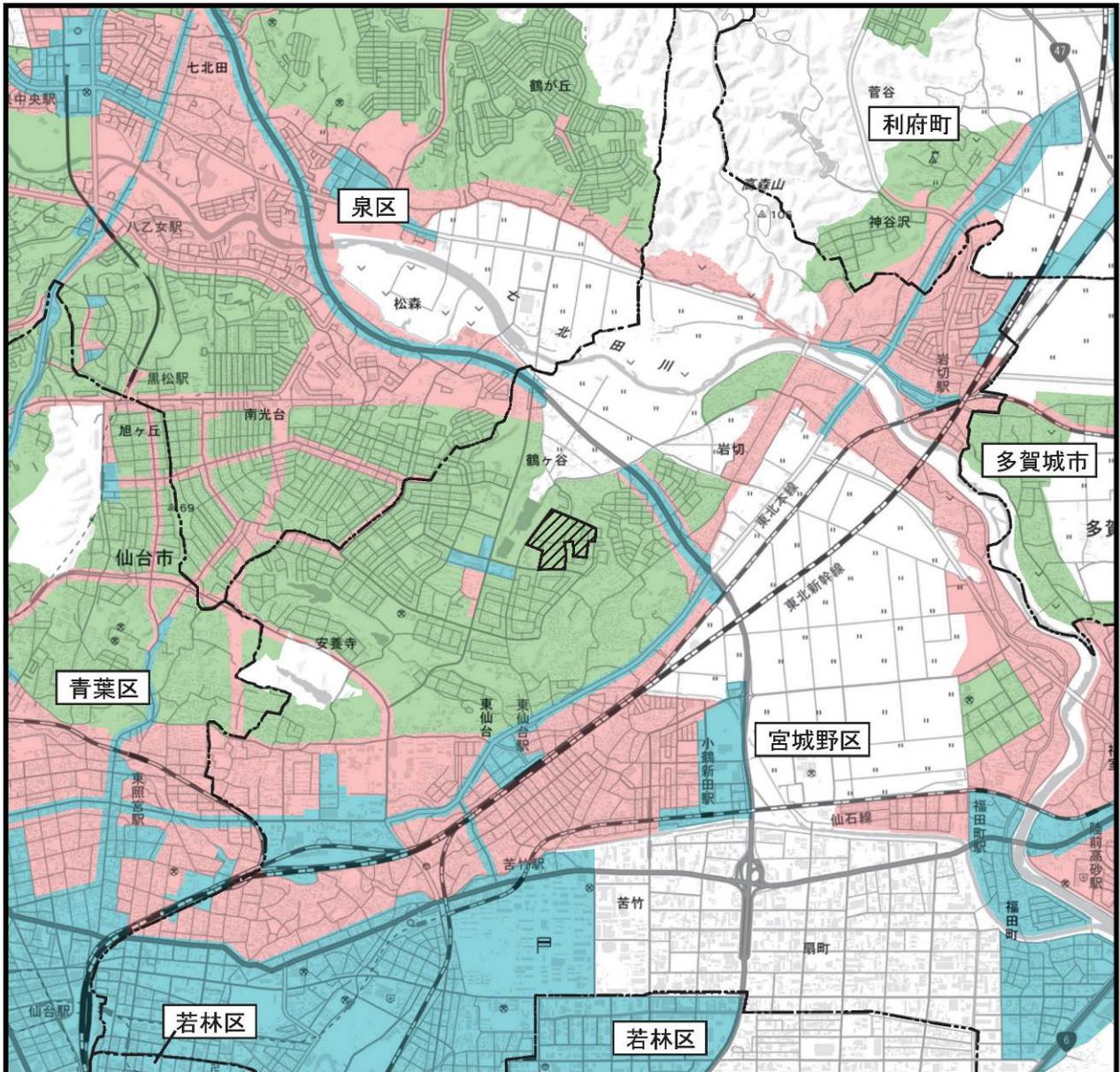
：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から 2 車線は 15m、3 車線以上は 20m の範囲を指す。

出典：「騒音に係る環境基準について」

（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、改正 平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示第 20 号、改正 平成 17 年 5 月 26 日環境庁告示第 45 号、改正 平成 24 年 3 月 30 日環境庁告示第 54 号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年 3 月 30 日宮城県告示第 312 号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年 3 月 30 日仙台市告示第 126 号）



凡 例

- : 計画地
- : 市区町界
- : A(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域)
- : B(第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(A地域に囲まれている地域に限る))
- : C(近隣商業地域(B地域を除く)、商業地域、準工業地域、工業地域)

図 6.2-15 騒音に係る類型区分図



S=1:50,000

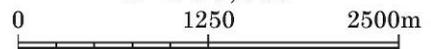
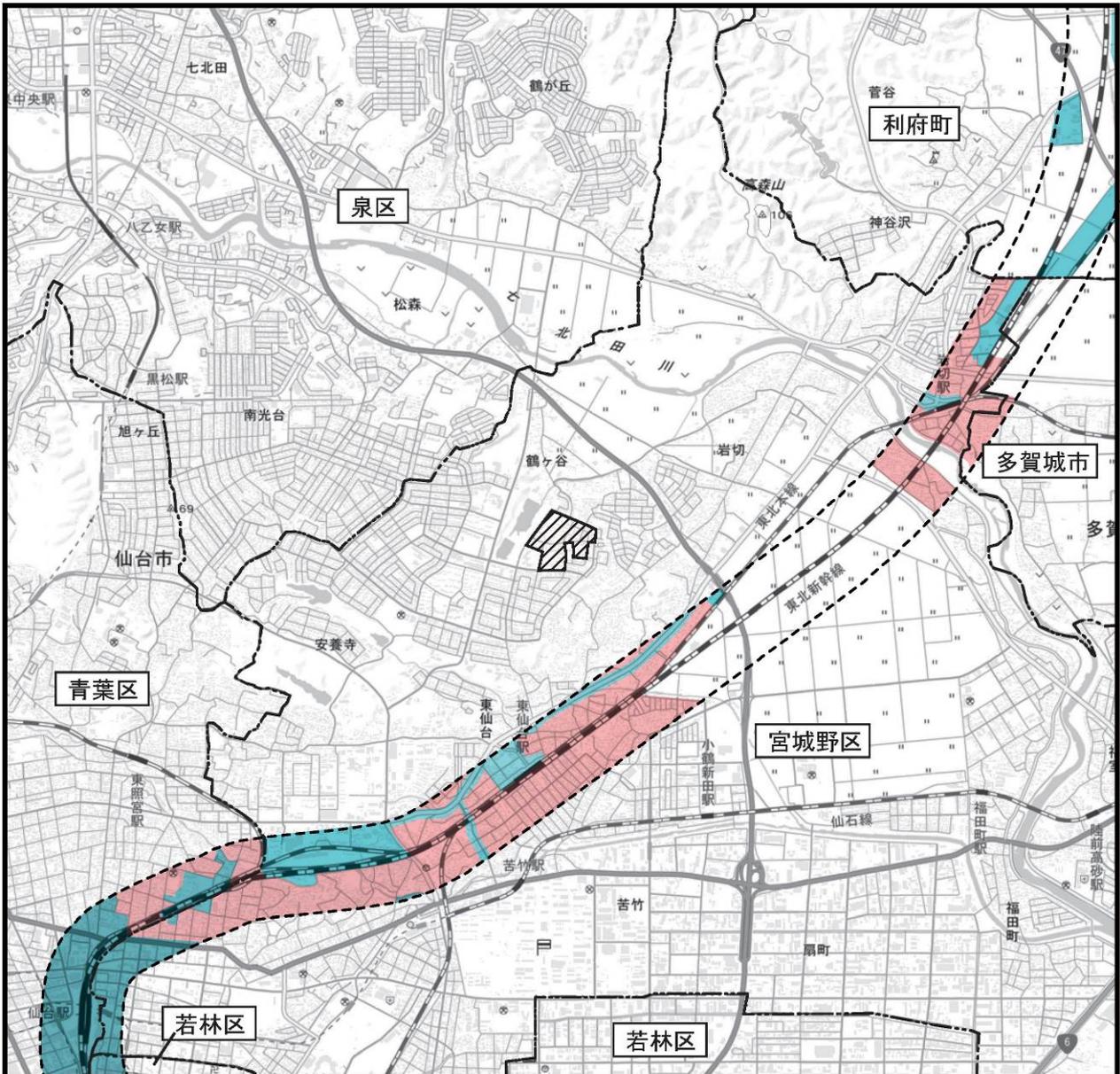


表 6.2-37 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の 類型	地域類型を当てはめる地域	基準値
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ 300 メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	70 dB 以下
II	沿線区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	75 dB 以下

出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」（昭和 52 年 5 月 20 日宮城県告示第 387 号）



凡例

 : 計画地

----- : 市区町界

----- : 東北新幹線鉄道から300mの区域

 : I (第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域)

 : II (近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

図 6.2-16 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型



S=1:50,000

0 1250 2500m

b) 要請限度

道路交通騒音に係る要請限度は表 6.2-38、調査範囲の自動車騒音の限度に係る区域の区分は図 6.2-17に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域（前掲図 6.2-2参照）に該当するため、a 区域に該当する。

表 6.2-38 道路交通騒音に係る要請限度

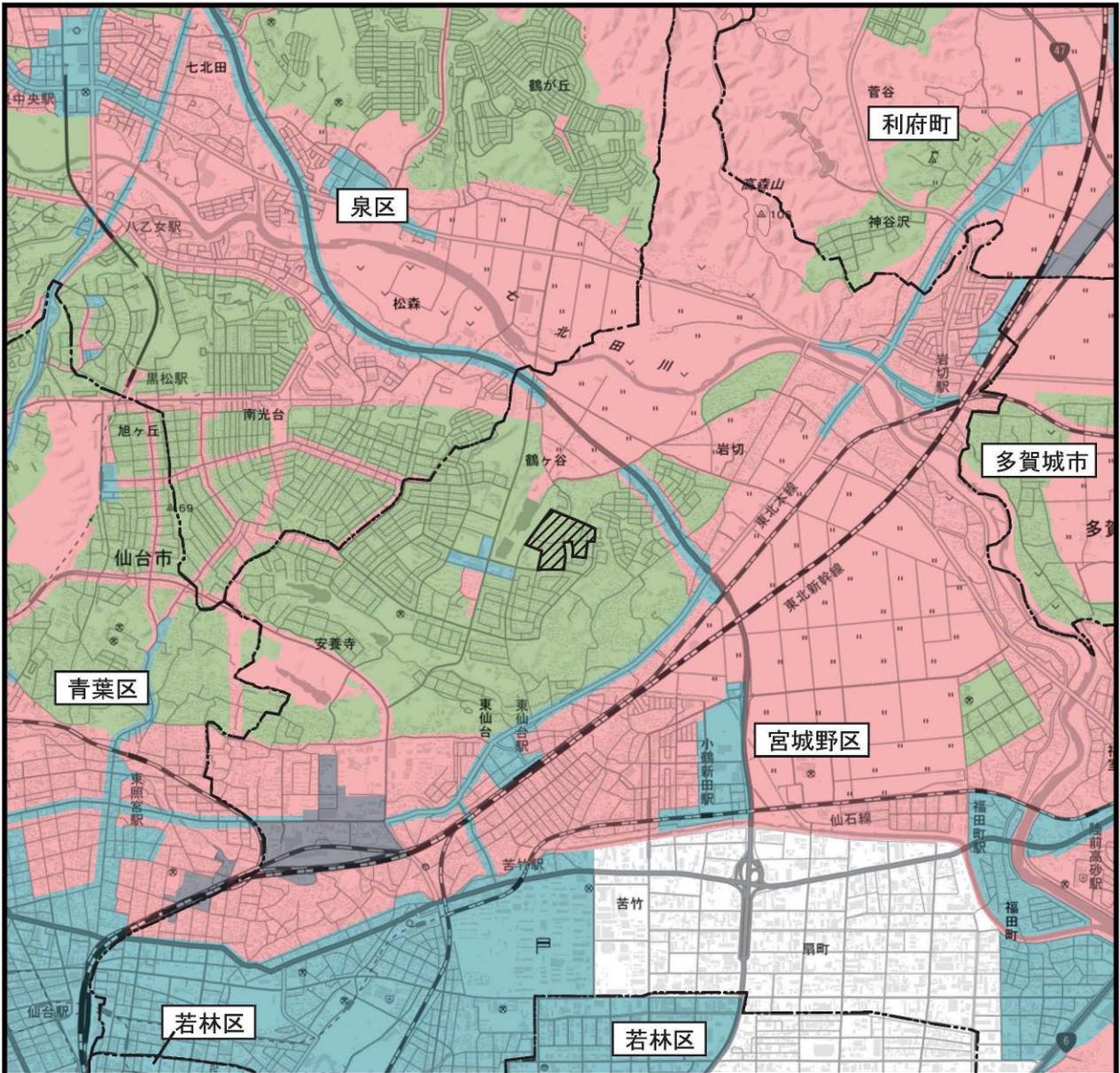
区域の区分			要請限度 (L_{Aeq})	
			昼間 (6時~22時)	夜間 (22時~6時)
a	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一車線を有する道路に面する区域	65 dB 以下	55 dB 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB 以下	65 dB 以下
b	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域（文教地区を除く。） 近隣商業地域 （a の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。） 市街化調整区域	一車線を有する道路に面する区域	65 dB 以下	55 dB 以下
		二車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 dB 以下	70 dB 以下
c	近隣商業地域 （b の項に掲げる地域を除く。） 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する区域	75 dB 以下	70 dB 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間		75 dB 以下	70 dB 以下

：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路を指す。また「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲を指す。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）

「騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の区域の区分」（平成12年3月24日宮城県告示第315号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」（平成12年3月27日仙台市告示第230号）



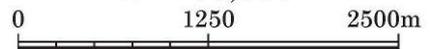
凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : a(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域)
-  : b(第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(a地域に囲まれている地域に限る)、市街化調整区域)
-  : c(近隣商業地域(B地域を除く)、商業地域、準工業地域、工業地域)

図 6.2-17 騒音に係る区域区分図



S=1:50,000



c) 規制基準

騒音規制法に基づき、仙台市が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定している。

騒音規制法、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等及び特定・指定建設作業の規制基準は、表 6.2-39～表 6.2-42に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域（前掲図 6.2-2参照）に該当するため、表 6.2-39では第二種区域、表 6.2-41及び表 6.2-42では一号区域の規制基準が適用となる。

表 6.2-39 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜間 (22時～6時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び文教地区	50 dB	45 dB	40 dB
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、域第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び地区・地域の指定のない地域	55 dB	50 dB	45 dB
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60 dB	55 dB	50 dB
第四種区域	工業地域	65 dB	60 dB	55 dB

1：基準は敷地境界線上。

2：第二種、第三種、第四種区域では、学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲50mの区域内は上の基準から5dB減じた値とする。

3：仙台市における第二種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域については、第一種区域の基準を適用するものとする。

4：仙台市における近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては、第二種区域の基準を適用する。

出典：「騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第185号、改正平成13年3月8日仙台市告示238号、改正平成27年6月22日仙台市告示286号）

「仙台市公害防止条例施行規則」（平成8年3月29日仙台市規則第25号）

「公害防止条例施行規則」（平成7年9月27日宮城県規則第79号、最終改正：平成28年3月4日宮城県規則第9号）

表 6.2-40 騒音に係る特定施設

施設番号		施設の種類	規模又は能力
騒音規制法	県公害防止条例		
1-	4-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のもの
ロ	(2)	製管機械	
ハ	(3)	ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの
ニ	(4)	液圧プレス(矯正プレスを除く)	
ホ	(5)	機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上のもの
ヘ	(6)	せん断機	原動機の定格出力が 3.75kw 以上のもの
ト	(7)	鍛造機	
チ	(8)	ワイヤーフォーミングマシン	
リ	(9)	ブラスト(タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く)	
ヌ	(10)	タンブラー	
ル	(11)	切断機(といしを用いるものに限る)	
2	4-2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
3	4-3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
4	4-4	織機	
5-	4-5-	建設用資材製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のもの
ロ	(2)	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のもの
6	4-6	穀物用製粉機(ロール式のものに限る)	原動機の定格出力が 7.5kw 以上のもの
7-	4-7-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	ドラムバーカー	
ロ	(2)	チップパー	原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
ハ	(3)	碎木機	
ニ	(4)	帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
ホ	(5)	丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用にあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
ヘ	(6)	かな盤	原動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
8	4-8	抄紙機	
9	4-9	印刷機械(原動機を用いるものに限る)	
10	4-10	合成樹脂用射出成形機	
11	4-11	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る)	
	4-12	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(専ら災害その他非常用の事態に使用するものを除く)	出力が 3.75kw 以上のもの
	4-13	クーリングタワー	電動機の定格出力が 0.75kw 以上のもの
	4-14	バーナー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15L 以上のもの
	4-15-	繊維工業の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	動力打綿機	
	(2)	動力混打綿機	
	(3)	紡糸機	
	4-16	コンクリート管、コンクリートボール又はコンクリートくいの製造機及びコンクリートブロック成形機	
	4-17	金属製品の製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	ニューマチックハンマー	
	(2)	製てい機	
	(3)	製びょう機	
	(4)	打抜機	電動機の定格出力が 2.25kw 以上のもの
	(5)	研削機	電動機の定格出力が 1.5kw 以上のもの
	4-18	土石、鉱物又はガラスの加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	切断機	
	(2)	せん孔機	
	(3)	研磨機	

出典：「騒音規制法施行令」(昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号、最終改正：平成 23 年 11 月 28 日政令第 364 号)

「公害防止条例施行規則」(平成 7 年 9 月 27 日宮城県規則第 79 号、最終改正：平成 28 年 3 月 4 日宮城県規則第 9 号)

表 6.2-41 特定建設作業騒音に係る基準（騒音規制法）

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日の 制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機（もんけんを除く）、くい 抜機またはくい打くい抜機（圧入 式を除く）を使用する作業（くい 打機をアースオーガーと併用する 作業を除く）	85 dB 以下	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時 間以 内	14 時 間以 内	連 続 6 日 以 内	日 曜 ・ 休 日 に お け る 作 業 の 禁 止
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業（作業地 点が連続的に移動する作業は 1 日 の作業に係る 2 地点間最大距離が 50m を超えない作業に限る）							
4. 空気圧縮機（原動機の定格出力が 15kw 以上を使用する作業）（さく 岩機の動力として使用する作業を 除く）							
5. コンクリートプラント（混練機の 混練容量が 0.45m ³ 以上）またはア スファルトプラント（混練機の混 練容量が 200kg 以上）を設けて行 う作業（モルタルを製造するた めにコンクリートプラントを設けて 行う作業を除く）							
6. バックホウを使用する作業（原動 機の定格出力が 80kw 以上のもの に限る、国土交通省が定める低騒 音型建設機械を除く）							
7. トラクターショベルを使用する作 業（原動機の定格出力が 70kw 以 上のものに限る、国土交通省が定め る低騒音型建設機械を除く）							
8. ブルドーザーを使用する作業（原 動機の定格出力が 40kw 以上のも のに限る、国土交通省が定める低 騒音型建設機械を除く）							

1：一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以内の地域。

2：二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以外の地域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）別表第 1 号の規定により指定する区域について」（平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 186 号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準について」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示 1 号、改正 平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示 16 号）

表 6.2-42 指定建設作業騒音に係る基準（仙台市公害防止条例）

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業 2. ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業 3. 振動ローラー・タイヤローラー・ロードローラー・振動プレート・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業 4. はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの	80 dB 以下 (但し学校等の周囲 50 m の区域内にある場合には 75dB 以下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内	日曜・休日における 作業の禁止

1: 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以内の地域。

2: 二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以外の地域。

出典：「仙台市公害防止条例」（平成 8 年 3 月 19 日仙台市条例第 5 号）

「特定建設作業の届出案内」（平成 27 年 8 月改訂 仙台市環境対策課）

<http://www.city.sendai.jp/kankyuu/taisaku/shoshiki/pdf-souon/tokuken.pdf>

振動

a) 要請限度

道路交通振動に係る要請限度は、表 6.2-43に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域（図 6.2-2 用途地域図参照）に該当するため、第一種区域に該当する。

表 6.2-43 道路交通振動に係る要請限度（振動規制法規則）

区域の区分		時間の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域（周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域であるもの。） 市街化調整区域又は地区の指定のない地域		65 dB	60 dB
第二種区域	近隣商業地域（第一種区域を除く。） 商業地域 準工業地域 工業地域		70 dB	65 dB

：基準は敷地境界線上。

出典：「振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」（平成8年3月29日仙台市告示第188号）

「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」（平成8年3月29日仙台市告示第190号）

b) 規制基準

「振動規制法」は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定める等により、生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的としている。

振動規制法に基づき、仙台市が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する振動を規制する地域を指定している。

「振動規制法」、「仙台市公害防止条例」に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準は、表 6.2-44～表 6.2-47に示すとおりである。

計画地は第一種中高層住居専用地域（前掲図 6.2-2参照）に該当するため、表 6.2-44では第一種区域、表 6.2-46及び表 6.2-47では一号区域の規制基準が適用となる。

表 6.2-44 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域		60 dB	55 dB
	第二種低層住居専用地域			
第一種区域	第一種中高層住居専用地域		60 dB	55 dB
	第二種中高層住居専用地域			
第一種区域	第一種住居地域		60 dB	55 dB
	第二種住居地域			
第一種区域	準住居地域		60 dB	55 dB
	近隣商業地域			
第二種区域	商業地域		65 dB	60 dB
	準工業地域			
第二種区域	工業地域		65 dB	60 dB

1: 基準は敷地境界線上。

2: 学校等(学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム)の周囲50mの区域内は上の基準から5dB減じた値とする。

3: 仙台市における近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては、第一種区域の基準を適用する。

4: 仙台市における市街化調整区域及び地域の指定のない地域は第一種区域の基準を適用する。

出典: 「振動規制法施行規則(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日仙台市告示第188号、改正平成27年6月22日仙台市告示第287号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日仙台市規則第25号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号、最終改正:平成20年2月15日宮城県規則第3号)

表 6.2-45 振動に係る特定施設

施設番号		施設の種類	規模又は能力
振動 規制法	県公害 防止条例		
1-	5-1-	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	液圧プレス(矯正プレスを除く)	
ロ	(2)	機械プレス	
ハ	(3)	せん断機	原動機の定格出力が1kw以上のもの
ニ	(4)	鍛造機	
ホ	(5)	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの
2	5-2	圧縮機(冷凍機に用いられるものは除く)	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
3	5-3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
4	5-4	織機(原動機を用いるものに限る)	
5-	5-5-	コンクリート製品製造の用に供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの
ロ	(2)	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの
6-	5-6-	木材加工用のように供する施設で次に掲げるもの	
イ	(1)	ドラムバーカー	
ロ	(2)	チップパー	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
7	5-7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
8	5-8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機を除く)	原動機の定格出力が30kw以上のもの
9	5-9	合成樹脂用射出成形機	
10	5-10	鋳型製造機(ジョルト式のものに限る)	
	5-11	金属加工の用に供する施設で次に掲げるもの	
	(1)	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの
	(2)	製管機械	
	(3)	ベンディングマシン(ロール式のものに限る)	電動機の定格出力が3.75kw以上のもの
	5-12	ディーゼルエンジン(専ら災害その他非常の事態に使用するものを除く)	出力が10kw以上のもの
	5-13	冷凍機(空調機を含む)	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの

出典: 「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日政令第280号、最終改正:平成23年11月28日政令第364号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日宮城県規則第79号、最終改正:平成28年3月4日宮城県規則第9号)

表 6.2-46 特定建設作業振動に係る基準（振動規制法）

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）くい抜機（油圧式くい抜機を除く）くい打ちくい抜き機（圧入式を除く）を使用する作業	75 dB 以下	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. プレ-カ-を使用する作業（手持式を除く）							

- 1: 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以内の地域。
 2: 二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以外の地域。

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

「振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 付表第 1 号の規定により、市長が指定する区域について」（平成 8 年 3 月 29 日仙台市告示第 189 号）

「特定建設作業の届出案内」（平成 27 年 8 月改訂 仙台市環境対策課）

<http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/shoshiki/pdf-souon/tokuken.pdf>

表 6.2-47 指定建設作業振動に係る基準（仙台市公害防止条例）

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業時間の制限				最大連続 作業日数	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業	75 dB 以下 (但し学校等の周囲 50 m の区域内にある場合には 70dB 以下)	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 9 時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6 日 以内	日曜・休日における 作業の禁止
2. 振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締固め機械を使用する作業							

- 1: 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以内区域。
 2: 二号区域とは、工業地域のうち学校等（学校、保育所、幼保連携型認定子ども園、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム）の周囲 80m 以外区域。

出典：「仙台市公害防止条例」（平成 8 年 3 月 19 日仙台市条例第 5 号）

「特定建設作業の届出案内」（平成 27 年 8 月改訂 仙台市環境対策課）

<http://www.city.sendai.jp/kankyou/taisaku/shoshiki/pdf-souon/tokuken.pdf>

低周波音

低周波音は環境基準や規制基準が定められていないが、環境省による参照値が定められている。環境省による参照値は、低周波音苦情を的確に対処するために物的苦情と心身に係る苦情に分けて示されている。

低周波音による物的苦情に関する参照値は、表 6.2-48に示すとおりである。

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、表 6.2-49に示すとおりである。

表 6.2-48 低周波音による物的苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99

：低周波音による物的苦情に関する参照値は、上表とする。
出典：「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月 環境省）

表 6.2-49 低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

：低周波音による心身に係る苦情に関する参照値は、上表及びG特性音圧レベル $L_G=92$ (dB)とする。
出典：「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月 環境省）

悪臭

a) 悪臭防止法

「悪臭防止法」では、都道府県知事（政令指定都市の市長を含む）が悪臭物質の排出を規制する地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、都市計画法に基づく市街化区域を指定地域として特定悪臭物質（22 項目）による規制が行われている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度は表 6.2-50、調査範囲の規制地域は図 6.2-18に示すとおりである。

計画地は規制区域に指定されている。

表 6.2-50 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

単位：ppm

No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度	No.	特定悪臭物質の種類	基準濃度
1	アンモニア	1	12	イソバレルアルデヒド	0.003
2	メチルメルカプタン	0.002	13	イソブタノール	0.9
3	硫化水素	0.02	14	酢酸エチル	3
4	硫化メチル	0.01	15	メチルイソブチルケトン	1
5	二硫化メチル	0.009	16	トルエン	10
6	トリメチルアミン	0.005	17	スチレン	0.4
7	アセトアルデヒド	0.05	18	キシレン	1
8	プロピオンアルデヒド	0.05	19	プロピオン酸	0.03
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	20	ノルマル酪酸	0.001
10	イソブチルアルデヒド	0.02	21	ノルマル吉草酸	0.0009
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009	22	イソ吉草酸	0.001

出典：悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」（平成8年3月1日仙台市告示第109号）